

2025 年度事業計画

社会福祉法人 岡崎市福祉事業団

目 次

I 3 か年計画

【1】総務課	1
【2】高齢サポート課	2
【3】障がいサポート課	5

II 単年度計画

【1】総務課	
1. 実施事業	10
2. 理事会・評議員会の開催予定	10
3. 監事監査の実施予定	11
4. 研修計画	11
5. 地域における公益的な取組み	11
6. 重点取組事項	12
【2】高齢サポート課	
1. 高齢サポート課総務班	13
2. 老人福祉センター	15
3. デイサービスほほえみ（通所介護、短期集中型通所サービス）	17
4. デイサービスほのぼの（認知症対応型通所介護）	20
5. ヘルパーステーション岡福（訪問介護（高齢者）、居宅介護・重度訪問介護（障がい 児・者）、産前産後ホームヘルプサービス）	22
6. 養護老人ホーム	24
7. 居宅介護支援事業所	26
8. 地域包括支援センター	28
9. 要介護認定調査事業	31
10. 年金者住宅ゆとりの里（住宅型有料老人ホーム）	32
【3】障がいサポート課	
1. 障がいサポート課総務班	33
2. 希望の家（就労移行支援、就労定着支援、就労継続支援B型）	34
3. のぞみの家（就労継続支援B型、生活介護）	36
4. そだちの家（生活介護）	38
5. にじの家（生活介護、日中一時支援）	40
6. 友愛の家（地域活動支援センター）	42
7. 福祉の村相談支援事業所	43
8. こども発達支援センター（児童発達支援センター、岡崎市療育的支援、日中一時支援、 保育所等訪問支援）	45
9. こども支援センターすだち（児童発達支援、放課後等デイサービス）	48

10. こども支援センターつむぎ（児童発達支援、放課後等デイサービス）	50
11. こども発達支援センターむつみ（児童発達支援センター、日中一時支援、放課後等 デイサービス）	52
12. みのりの家（短期入所・自立生活訓練、日中一時支援）	55
13. 法人後見事業	56
14. こども発達センター等管理事業	57
15. 放課後等デイサービスあずき	58
16. 放課後等デイサービスみどり	60
17. 放課後等デイサービスほたる	62

I 3か年計画

【1】総務課

1. 経営方針

社会福祉法人として、透明性、公正性の高い組織統治を行うため、経営組織のガバナンス及び財務規律の強化を図り、安心、安全な福祉サービスを提供する。また、地域における福祉サービスの中核的役割を担うため、地域福祉のニーズに応える事業活動を積極的に展開し、地域に根ざした、頼られる事業団を目指す。

引き続き安定した事業運営を継続するため、人件費高騰などの支出上昇に対応する必要があり、指定管理施設運営や岡崎市からの受託事業に頼らず、自主事業の新規開設などを積極的に検討するとともに不採算事業の取扱いについて、法人としての方向性を定める。

また、少子高齢化に伴う労働力不足のなか、引き続き有能な人材確保のため、職員採用方法の見直しを図るとともに、職員育成体制を構築し、質の高い職員の育成に努める。更に、現在働いている職員のモチベーションアップに結びつく人事評価の検討及び長く働ける環境の構築に向け、階層別研修の実施や定年退職年齢及び定年退職後の再雇用職員の処遇面の見直しなどの検討を進めていく。

2. 取り巻く環境の変化（制度改正、国や市の方針、重要な契約の更新など）

年度	内容
2025 年度	・ 理事、監事任期満了に伴う選任 ・ 評議員任期満了に伴う選任 ・ 雇用保険法の改正（高年齢雇用継続給付の上限を 15%から 10%に引下げ）
2026 年度	・ 次期指定管理業務の受託開始 ・ 改正リース会計基準の強制適用 ・ 障害者雇用率の引上げ（2.7%へ） ・ マイナンバーカード刷新
2027 年度	・ 新リース会計基準の適用開始

3. 重点取組事項

項目	2025 年度	2026 年度	2027 年度
会計監査人の運用	本格運用	⇒	⇒
職員の適正配置基準の確立	運用	検証	見直し
職員採用対象者の拡大	実施	検証	⇒
職員育成体制の見直し	実施	検証	⇒
正規職員定年退職年齢の検討	情報収集	検討	⇒
【新規】臨時職員定年制の導入	準備	適用開始	検証
福祉避難所受入れ体制の確立	協議	実施	検証

【2】高齢サポート課

1. 経営方針

社会の変化や多様なニーズに柔軟な対応をするため、常に高いアンテナを持ち、自主事業の実施に向けた検討を行うなど、「地域に根ざした主体性のある事業団」として確立する。

地域福祉センターは、地域福祉の拠点として、『まちサポ（まちのふくしサポート室）』という相談機能に加え、地域社会とつながりを深め、多世代がともに支え合い、学び合える場を創出する。

多世代が関わるイベントの開催、高齢者・子ども・親世代が気軽に集える地域拠点としての施設づくり、世代を超えて助け合う相互支援の仕組みづくりなど、全ての世代が安心して過ごせる共生社会の実現に貢献する。多くの方に、より親しみを持っていただけるよう、職員や関係者が候補を出し、利用者の投票により決定した愛称「とはなす＝～と話す」を2025年4月から周知していく。地域との連携状況や取組み成果は、SNS（ソーシャルネットワークサービス）や広報誌を通じて積極的に公開し、住民の関心を高める。

各事業においては、地域社会の福祉を支えるために高い専門性と温かな人間性を備えた人材の育成に取り組む。教育や研修を通じて、利用者一人一人に寄り添い、専門職としてのノウハウを活かした質の高いサービスを提供するとともに、自立支援に沿った個別ニーズへの対応を積極的に行う。

8050問題やダブルケアなど、近年増加している複雑化したケースにおいては、市や医療機関などの多職種と連携・協働した包括的なサポートと、地域資源を活用した連携により、きめ細やかな相談支援を提供する。

入所施設においては、健全な施設運営を確保するために、収支の見直しや存続の可能性についての在り方を検討する。

2. 取り巻く環境の変化（制度改正、国や市の方針、重要な契約の更新など）

年度	内容
2025 年度	・ 高年者センター岡崎、岡崎市地域福祉センターの入浴使用料の値上げ（10月～） ・ 次期指定管理業務の募集、応募 ・ 超高齢化社会（国民の5人に1人が後期高齢者）の到来 ・ 「地域包括ケアシステム」の構築を継続して実現 ＊自立支援、重度化防止、医療、介護の連携 ・ 認知症施策を「共生」「予防」の両輪で推進 ＊周囲や地域の力で生活上の困難を減らし、幸せに暮らせる基盤づくり
2026 年度	・ 高年者センター岡崎、岡崎市地域福祉センターの入浴営業日の変更（4月～） ・ 次期指定管理業務の受託開始（2026～2030 年度）
2027 年度	・ 介護保険制度改正、介護報酬改定 ・ 第10期岡崎市地域包括ケア計画（高齢者福祉計画、介護保険事業計画）（2027～2029 年度）開始
その他	・ 65歳以上高齢者のうち、認知症高齢者が増加 ・ 世帯主が65歳以上の単身世帯や夫婦のみ世帯が増加 ・ 今後、「地域共生社会」の構築の実現に向け、地域づくりを強化 ＊地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備 ＊住民が主体的に地域課題を把握し、解決を試みる体制づくりを支援

その他	＊世帯全体の複合化、複雑化した課題を受け止め、総合的な支援体制づくりを推進 ・2025 年（団塊の世代が 75 歳以上となる）と 2040 年（団塊ジュニアの世代が 65 歳以上となる）の人口構造の変化により、人手不足が懸念 ＊生産性の向上及び人材育成
-----	---

3. 重点取組事項

（１）高齢サポート課総務班

項目	2025 年度	2026 年度	2027 年度
次期指定管理業務の応募	実施	—	—
収支改善方策の提案	提案	実施・検証	⇒
子どもから高齢者までの健康づくりの支援	検討・実施	⇒	⇒
効果的な事務の確立	検討・実施	⇒	⇒
I C T（情報通信技術）の活用支援	検討・実施	⇒	⇒

（２）老人福祉センター

項目	2025 年度	2026 年度	2027 年度
多世代化に伴う利用者層の拡大	実施・検証	⇒	⇒
老人福祉センターにおける多世代型地域福祉拠点の推進	実施・検証	⇒	⇒
来館者の満足度向上を目指した運営	実施	⇒	⇒
S N Sなどを活用した広報の拡大	実施・検証	⇒	⇒
老人福祉センターの経営改善	提案・協議	実施	⇒

（３）デイサービスほほえみ

項目	2025 年度	2026 年度	2027 年度
安定した利益確保の検討（提供時間の延長など）	検討・実施	⇒	⇒
人材育成の構築	検討・実施	⇒	⇒
介護者支援サービスの新設	検討	実施	⇒
I C Tの活用	検討・実施	⇒	⇒

（４）デイサービスほのぼの

項目	2025 年度	2026 年度	2027 年度
安定した事業運営の検討	検討・実施	⇒	⇒
認知症の理解を目的とした地域連携の強化	実施	⇒	⇒
I C Tの活用	検討・実施	⇒	⇒

(5) ヘルパーステーション岡福

項目	2025 年度	2026 年度	2027 年度
情報提供の強化	実施	⇒	⇒
人材育成の強化	実施	⇒	⇒
I C T の活用	検討・実施	⇒	⇒

(6) 養護老人ホーム

項目	2025 年度	2026 年度	2027 年度
B C P（事業継続計画）の取組み	実施	⇒	⇒
【新規】医療連携体制の充実に向けた取組み	検討	準備	実施
社会復帰に向けた支援の実施	実施	⇒	⇒
施設の在り方の検討	検討	⇒	⇒

(7) 居宅介護支援事業所

項目	2025 年度	2026 年度	2027 年度
自立支援に資する質の高いケアマネジメントの実現	実施	⇒	⇒
複合化・複雑化する支援ニーズに対応する支援力の強化	実施	⇒	⇒
I C T の活用	実施・検討	⇒	⇒
【新規】利用者、家族へ情報を発信	実施	⇒	⇒
部署内連携の強化	実施	⇒	⇒

(8) 地域包括支援センター

項目	2025 年度	2026 年度	2027 年度
地域包括ケアシステムの実現に向けた取組みの推進	実施	⇒	⇒
世代や属性を超えた相談体制の強化	実施	⇒	⇒
居場所や交流の場所づくりの構築	実施	⇒	⇒
人材育成の強化・生産性の向上	実施	⇒	⇒
【新規】業務マニュアル作成の取組み	検討・実施	⇒	⇒

(9) 要介護認定調査事業

項目	2025 年度	2026 年度	2027 年度
業務効率化の検討	実施	⇒	⇒

(10) 年金者住宅ゆとりの里

項目	2025 年度	2026 年度	2027 年度
施設の在り方の検討	実施	⇒	⇒
健康維持と生きがいの強化	実施	⇒	⇒

【3】障がいサポート課

1. 経営方針

全ての職員が障がいのある方の権利擁護と虐待防止に関する法令を遵守し、利用者一人一人を尊重する支援を行う。また、地域共生社会の実現に向けて障がい児者に地域交流する機会を提供し、社会参加を促進する。

運営面では、長期安定性のある福祉事業経営を実現するために施設譲渡から強化している民間的視点での経営方針を継続し、積極的な新規事業の実施や法令に沿った人員配置と組織体制にする。

児童施設においては、岡崎市に足りていない療育の場を整備し、2か所の児童発達支援センターを中心とした専門性の高い療育サービスを提供する。西部地域に障がい児通所サービスが不足しているため、2027年度に児童通所支援施設を開設するための準備を引き続き進める。なかでも放課後等デイサービスについては、2029年度までに東西南北全ての地域に設置し、地域に密着したサービスが行えるように目指していく。

成人施設においては、生活介護、就労系ともに利用者ニーズが多様化しているため、ニーズに対応した活動内容の構築、環境整備を行う。

福祉の村については、2025年度中にそだちの家とのぞみの家の大規模改修など、利用者が快適に過ごせる環境を整備する。また、保護者の高齢化による介護負担が増加傾向にあることや強度行動障がいがある方が増加傾向にあり、更に2027年度開設に向けて、グループホーム、生活介護の設置準備を進める。

イベントなどを通じて地域交流を行い、地域活動支援センター、相談支援事業の機能を活かして、関係機関との連携・地域福祉の活性化に貢献する。

2. 取り巻く環境の変化（制度改正、国や市の方針、重要な契約の更新など）

年度	内容
2025年度	・雇用保険法の改正
2026年度	・「岡崎市こども発達センターこども発達支援センター」の次期指定管理業務の受託開始（2026～2030年度） ・「第5次岡崎市障がい者基本計画」見直し
2027年度	・障害者総合支援法「制度改正」、「報酬改定」 ・県「あいち障害者福祉プラン（第5期障害者計画）」、「第8期障がい福祉計画・第4期障がい児福祉計画」 ・市「第6次岡崎市障がい者基本計画」、「第8期障がい福祉計画・第4期障がい児福祉計画」
その他	・岡崎市の身体障がい者手帳所持者は、11,434人でほぼ横ばい傾向であり、18歳以上65歳未満は減少傾向であるが、65歳以上は69.1%で増加 ・岡崎市の療育手帳所持者は約3,282人で年々増加傾向で、18歳未満は1,110人(33.8%)、18歳以上65歳未満が2,021人(61.6%)、65歳以上は151人(4.6%)で、全年齢で増加 ・岡崎市の精神保健福祉手帳所持者は約4,684人で年々増加傾向で、18歳以上65歳未満が3,681人(78.6%)、65歳以上は847人(18.1%)と増加 ・難病患者などについては、2020年の岡崎市の特定医療費（指定難病）の受給者は約1,900人減少（2023年4月1日時点）

3. 重点取組事項

(1) 障がいサポート課総務班

項目	2025 年度	2026 年度	2027 年度
【新規】新規開設施設の準備	実施	一部開設	開設
給食提供方法の決定	決定	提供・検証	⇒

(2) 希望の家

項目	2025 年度	2026 年度	2027 年度
請負作業の安定・環境整備（就労継続支援 B 型）	実施	検証	⇒
【新規】就労定着支援の強化（就労移行）	実施	検証	⇒

(3) のぞみの家

項目	2025 年度	2026 年度	2027 年度
【新規】多種多様な働き方の充実（就労継続支援 B 型）	実施	検証	⇒
【新規】健康志向プログラムの充実（生活介護）	実施	検証	⇒

(4) そだちの家

項目	2025 年度	2026 年度	2027 年度
【新規】施設体験の受入れ	実施	⇒	⇒
強度行動障がい者への支援強化	実施	⇒	⇒
送迎車両リース化に向けた取組み	実施	完了	—
【新規】LINE 導入による利用者・保護者への連絡の強化	検討・実施	⇒	⇒

(5) にじの家

項目	2025 年度	2026 年度	2027 年度
新規利用者契約手法の整理	実施	⇒	⇒
医療機関などとの地域連携の強化	実施	⇒	⇒
サービス内容の見直し	実施	検証	⇒

(6) 友愛の家

項目	2025 年度	2026 年度	2027 年度
【新規】キャッシュレス決済の利用促進	実施・検証	⇒	⇒
広報活動の強化（SNS の活用など）	実施・検証	⇒	⇒
実施サービスの見直し	調整・実施	⇒	⇒

(7) 福祉の村相談支援事業所

項目	2025 年度	2026 年度	2027 年度
人材育成の強化	実施	⇒	⇒
医療機関などとの地域連携の強化	実施	⇒	⇒
【新規】南部・西部地域の支援体制の強化	実施	⇒	⇒

(8) こども発達支援センター

項目	2025 年度	2026 年度	2027 年度
次期指定管理申請に向けた準備	決定	実施	⇒
中核的役割を果たせるよう機能の強化	検討・実施	⇒	⇒
法人内児童発達支援事業所間での業務水準の統一	検討・実施	⇒	⇒
こども発達支援センターむつみとの連携	実施	⇒	⇒
【新規】LINE導入による利用者・保護者への連絡の強化	検討・実施	⇒	⇒

(9) こども支援センターすだち

項目	2025 年度	2026 年度	2027 年度
法人内放課後等デイサービス間での業務水準などの統一及び各事業所の特色や受入れ基準の棲分けなど	検討・実施	⇒	⇒
法人内児童発達支援事業所間での業務水準の統一	検討・実施	⇒	⇒
【新規】LINE導入による利用者・保護者への連絡の強化	検討・実施	⇒	⇒
児童の移行支援の強化	実施	⇒	⇒

(10) こども支援センターつむぎ

項目	2025 年度	2026 年度	2027 年度
法人内放課後等デイサービス間での業務水準などの統一及び各事業所の特色や受入れ基準の棲分けなど	検討・実施	⇒	⇒
法人内児童発達支援事業所間での業務水準の統一	検討・実施	⇒	⇒
【新規】LINE導入による利用者・保護者への連絡の強化	検討・実施	⇒	⇒
児童の移行支援の強化	実施	⇒	⇒

(11) こども発達支援センターむつみ

項目	2025 年度	2026 年度	2027 年度
中核的役割を果たせるよう機能の強化	検討・実施	⇒	⇒
法人内児童発達支援事業所間での業務水準の統一	検討・実施	⇒	⇒
こども発達支援センターとの連携	実施	⇒	⇒
安定した相談支援体制の構築及び支援力強化	実施	⇒	検証
法人内放課後等デイサービス間での業務水準などの統一及び各事業所の特色や受入れ基準の棲分けなど	検討・実施	⇒	⇒
【新規】LINE導入による利用者・保護者への連絡の強化	検討・実施	⇒	⇒

(12) みのりの家

項目	2025 年度	2026 年度	2027 年度
【新規】LINE導入による情報発信	検討・実施	検証	⇒
重度心身障がい者受入れのための環境整備	検討・実施	⇒	⇒

(13) 法人後見事業

項目	2025 年度	2026 年度	2027 年度
安定した支援体制の維持	実施	⇒	⇒

(14) こども発達センター等管理事業

項目	2025 年度	2026 年度	2027 年度
有料施設の利用促進	実施	⇒	⇒
【新規】キャッシュレス決済の利用促進	実施・検証	⇒	⇒
備品の計画的な更新のための状態確認	実施	⇒	⇒

(15) 放課後等デイサービスあずき

項目	2025 年度	2026 年度	2027 年度
法人内放課後等デイサービス間での業務水準などの統一及び各事業所の特色や受入れ基準の棲分けなど	検討・実施	⇒	⇒
【新規】LINE導入による利用者・保護者への連絡の強化	検討・実施	⇒	⇒
児童の移行支援の強化	実施	⇒	⇒

(16) 放課後等デイサービスみどり

項目	2025 年度	2026 年度	2027 年度
法人内放課後等デイサービス間での業務水準などの統一及び各事業所の特色や受入れ基準の棲分けなど	検討・実施	⇒	⇒
【新規】LINE導入による利用者・保護者への連絡の強化	検討・実施	⇒	⇒
児童の移行支援の強化	実施	⇒	⇒

(17) 放課後等デイサービスほたる

項目	2025 年度	2026 年度	2027 年度
法人内放課後等デイサービス間での業務水準などの統一及び各事業所の特色や受入れ基準の棲分けなど	検討・実施	⇒	⇒
【新規】LINE導入による利用者・保護者への連絡の強化	検討・実施	⇒	⇒
児童の移行支援の強化	実施	⇒	⇒

Ⅱ 単年度計画

【1】総務課

1. 実施事業

(1) 指定管理事業

- ・ 高年者センター岡崎
- ・ 岡崎市地域福祉センター（中央、北部、南部、西部、東部）
- ・ 岡崎市こども発達センターこども発達支援センター

(2) 受託事業

- ・ 介護予防事業
- ・ 短期集中型通所サービス（高年者、中央、南部、西部、東部）
- ・ 産前産後ホームヘルプサービス事業（ヘルパーステーション岡福）
- ・ 地域包括支援センター（高年者、ふじ、中央、北部、南部、西部、東部）
- ・ 要介護認定調査事業
- ・ 地域活動支援センター（友愛の家）
- ・ 障がい支援区分認定調査

(3) 自主事業

- ・ 障害福祉サービス事業（希望の家、のぞみの家、そだちの家、にじの家、みのりの家）
- ・ 訪問介護事業（ヘルパーステーション岡福）
- ・ 法人後見事業（友愛の家）
- ・ 住宅型有料老人ホーム（年金者住宅ゆとりの里）
- ・ 日中一時支援事業（にじの家、みのりの家、こども発達支援センター、むつみ）
- ・ 相談支援事業所
- ・ 児童発達支援センター（むつみ）
- ・ 児童発達支援事業（すだち、つむぎ）
- ・ 放課後等デイサービス（あずき、みどり、すだち、ほたる、つむぎ、むつみ）

2. 理事会・評議員会の開催予定

開催予定年月	議案など	
2025 年 4 月	理事会	理事長及び副理事長の選定について
2025 年 6 月	理事会	2024 年度事業報告 2024 年度決算報告及び認定 定時評議員会の開催 （報告）理事長、副理事長及び業務執行理事の自己の職務の執行状況
	評議員会	2024 年度事業報告 2024 年度決算報告及び認定
	理事会	理事長、副理事長及び業務執行理事の選定について
2025 年 11 月	理事会	新年度予算承認前に契約締結を必要とする契約について （報告）理事長、副理事長及び業務執行理事の自己の職務の執行状況
2026 年 2 月	理事会	評議員会の開催
2026 年 3 月	理事会	2026 年度事業計画

2026 年 3 月	理事会	2026 年度資金収支予算 指定管理業務に関する基本協定の締結 指定管理業務に関する年度協定の締結 役員等の賠償補償契約について
	評議員会	(報告) 2026 年度事業計画 (報告) 2026 年度資金収支予算

3. 監事監査の実施予定

実施予定年月	監査内容
2025 年 5 月	2024 年度決算監査

4. 研修計画

対象者	研修内容
管理職員	・ 人事評価（期初、中間、評価前） ・ マネジメント ・ ハラスメント
中堅職員	・ マネジメント ・ アンガーマネジメント ・ ファシリテーション ・ チームワーク
新規採用職員	・ 新規採用職員研修Ⅰ（事業団概要、接遇マナーなど） ・ Ⅱ（施設見学） ・ Ⅲ（1 年の振り返り）
全職員	・ 人事評価（期初） ・ 虐待防止、身体拘束適正化 ・ 感染症予防 ・ 業務継続計画 ・ 個人情報保護
その他	・ 送迎車両運転実技講習会 ・ 交通安全に関する講習会

5. 地域における公益的な取組み

項目	内容
地域の要支援者に対する権利擁護支援	・ 法人後見事業
地域の要支援者に対する資金や物資の貸付・提供	・ 養護老人ホームで作った作物のこども食堂への提供 ・ 支援団体への地域福祉活動助成金の支給
既存事業の利用料の減額・免除	・ 介護サービス利用料軽減（社福軽減）
地域の福祉ニーズなどを把握するためのサロン活動	・ 老福出張サロン ・ 出前出張測定
地域住民に対する福祉教育	・ 実習生、職場体験の受入れ

その他	・地域ふれあい夏祭り ・高年者センターまつり ・秋フェスティバル ・福祉の村夏まつり ・福祉の村クリスマス会 ・友愛みんなの食堂 ・もちつき大会 ・グランドゴルフ大会 ・OKフードドライブ（フードバンク） ・街頭監視活動の実施 ・福祉避難所協定の締結
-----	---

6. 重点取組事項

（１）臨時職員定年制の導入準備

臨時職員定年制の2026年度施行開始に向け、全職員への周知及び準備を行う。

項目	計画
【新規】制度内容を全職員に周知	5月までに
【新規】関連する規程の改正	3月までに

（２）会計監査に対応した事務体制の確立

2024年度の予備調査結果及び監査結果を踏まえて必要な項目を改善し、会計監査人の監査基準に適合する決算書を作成する。また、総務課と担当課総務班、各施設で連携して監査を受け入れられるようにマニュアル化する。

項目	計画
【新規】会計監査人の監査基準に適合する決算書の作成	5月までに
【新規】監査受入マニュアルの作成	3月までに

（３）福祉の村職員メイン駐車場整備の実施など

福祉の村職員通勤車両駐車場を確保するため、取得した土地を駐車場として整備する。なお、整備工事を行うに際し、近隣住民の理解を得ながら進めていく。合わせて既存の駐車場（8か所）の整理を行う。

項目	計画
駐車場整備の完了	8月までに
職員メイン駐車場として運用開始	9月から

（４）福祉避難所開設に向けた取組み

大規模災害により要配慮者が避難を必要とする場合に、岡崎市と協定を結んだ避難施設として、受入れ体制を整え、有事の際に備える。

項目	計画
岡崎市と開設に向けた協議を実施	3月までに
福祉避難所開設に関わる防災訓練の実施	年1回以上

【2】高齢サポート課

1. 高齢サポート課総務班

(1) 事業の概要

課内の庶務・経理の事務を行う。更に、理学療法士などのリハビリ専門職により、各事業へのサポートを行い、介護予防を推進する。

(2) 重点取組事項

ア. 次期指定管理業務の応募

岡崎市の方針により、地域福祉センターは多世代型地域福祉拠点へ移行したため、引き続き推進していく。

また、次期指定管理業務を受託できるように、岡崎市と協議を重ね応募する。

項目	計画
【新規】次期指定管理業務の応募	8月までに
【新規】次期指定管理業務の受託決定	10月までに

イ. 収支改善方策の提案

高年者センター岡崎デイサービスほほえみが変更した時間延長の運営方法をベースに、他のデイサービスについても、より改善効果が高い運営方法の試算・提案を行う。

また、他の事業の収支改善についても具体的な提案を行い、よりよい運営方針を検討する。

項目	計画
デイサービスなどの収支改善の試算・提案	10月までに

ウ. 子どもから高齢者までの健康づくりの支援

介護予防・日常生活支援総合事業（介護予防教室・短期集中型通所サービスなど）について、より効果的に実施できるように、リハビリ専門職によるサービス内容の向上や仕様内容の提案をする。

また、多世代型地域福祉拠点の推進に伴うイベントの提案や協力をする。

項目	計画
介護予防・日常生活支援総合事業の新規提案	3月までに
多世代交流イベントの実施	年1回以上

エ. 効果的な事務の確立

業務改善のため、各館で事務職員の配置をし、業務分担を進めてきた。事務業務の標準内容を統一化し、更に業務効率化を推進していく。

また、業務委託などの契約について、効率化と低価格化、サービス向上の検討をして、上昇幅の最小化や現契約価格よりも安価にできないか検討・提案をする。

項目	計画
事務業務効率化（調理業務など）の提案	3月までに

オ．ＩＣＴの活用支援

より一層の業務効率化を図るため、2019年度に導入したほのぼのシステム（介護業務支援ソフト）やホームページの活用方法を各事業で検討できるように支援する。

また、新たなＩＣＴの活用を提案する。

項目	計画
各事業の活用検討会への出席と要望対応	年4回以上

<社会福祉事業>

2. 老人福祉センター

(1) 事業の概要

市内に在住する方を対象に、教養講座や生涯学習講座、介護予防教室などを企画・運営し、地域住民の健康の増進、教養の向上を図る。

また、趣味の活動やレクリエーション、健康な体づくりを行う場として施設を提供するとともに、健康に関することなど、各種相談に応じる。イベントなどを通して多世代間の交流を図ることで、安心して暮らせる地域の結節点としての役割を果たす。

(2) 利用計画

延べ利用者数（人）

サービス区分	2022 年度	2023 年度	2024 年度 (見込)	2025 年度 計画
高年者老人福祉センター	64,567	85,069	98,000	100,000
中央地域老人福祉センター	15,449	36,799	38,000	39,000
北部地域老人福祉センター	21,956	45,763	46,500	47,000
南部地域老人福祉センター	25,745	63,569	67,000	68,000
西部地域老人福祉センター	21,314	40,188	42,000	43,000
東部地域老人福祉センター	22,467	39,722	41,000	42,000
計	171,498	311,110	332,500	339,000

※2023 年 5 月からカウント方法を変更（高年者老人福祉センターを除く。）

(3) 利用計画に対する取組み

多世代型施設の推進を念頭に、老人福祉センターの機能を維持しながら、若年層の利用を拡大する。保育園や学校との協力関係を保持しながら、SNS などを利用した積極的な情報発信に努める。地域包括支援センターなどと連携して地域資源の収集に努め、拡張的かつ持続可能な多世代交流の拠点を目指す。

(4) 重点取組事項

ア. 多世代化に伴う利用者層の拡大

2023 年 4 月から始まった利用対象年齢の拡大に伴う地域福祉センターの利用について、多世代交流イベントや地域行事への参加を通して継続的な周知を図る。多世代イベントの企画の段階から地域住民などと協働することで、多世代間における幅広い交流の場を築いていく。愛称を「とはなす」と定めることで、多世代から親しまれ、利用しやすい施設を目指す。

運営懇談会において様々な年代や立場から幅広い意見を聴き、老人福祉センターの今後の在り方について検討する。

また、2026 年度から地域子育て支援拠点事業を受託するに当たり準備を進めていく。

項目	計画
学校や地域の方などと企画から検討する 多世代交流イベントの開催	各館：年2回以上
地域の行事への積極的な参加	各館：年2回以上
運営懇談会の充実	各館：年2回以上
【新規】地域子育て支援拠点事業の準備 (研修及び環境整備)	全体：年2回(研修) 全体：3月まで(環境)

イ. 老人福祉センターにおける多世代型拠点の推進

2023年度から老人福祉センターが多世代化したが、拠点としての機能を拡充するにあたり、独自性をもった施設として展開するための方向性を施設長会議などにおいて検討していく。

項目	計画
検討会議の実施	全体：年6回以上

ウ. 来館者の満足度向上を目指した運営

来館者の満足度向上及び新規利用者の契約を目指して、新たなイベントを企画・実施する。

また、多世代化した利用者に対して対応ができるよう、老人福祉センター会議などにおいて知識や技術の向上を図る。

項目	計画
eスポーツ活用の継続実施	各館：毎月又は常時
多世代化に伴う知識などの向上	各館：年1回以上

エ. SNSなどを活用した広報の充実

LINEやホームページなどを活用した広報を展開する。現状を把握し、その内容を検証することで、より効果的な広報につなげる。

項目	計画
広報検討会などの開催(施設長会議など)	全体：年3回以上

オ. 老人福祉センターの経営改善

岡崎市の財政が厳しいなかで指定管理料の増額は見込めない。一方で、人件費、物件費ともに上昇傾向にあり、こうした状況下において委託業務の仕様の見直しを行うなど、収支の改善を図る。

項目	計画
業務委託費などの支出見直し	年2回以上
次期指定管理に向けての情報の共有	全体：年4回以上

3. デイサービスほほえみ（通所介護、短期集中型通所サービス）

（1）事業の概要

日常生活を営む上で介護を要する方や、積極的に介護予防に取り組む必要のある方を、専用の送迎車両で自宅から送迎し、入浴・排泄・食事の介助や機能訓練などの支援を行い、高齢者が住み慣れた環境で、より自立した生活を継続できるようサポートする。

（2）利用計画

通所介護稼働率（％）

サービス区分	2022 年度	2023 年度	2024 年度 (見込)	2025 年度 計画
高年者デイサービスほほえみ	71.1	79.5	81.0	85.0
中央デイサービスほほえみ	79.2	82.1	84.0	87.0
北部デイサービスほほえみ	90.2	94.5	88.0	90.0
南部デイサービスほほえみ	72.2	73.0	84.0	86.0
西部デイサービスほほえみ	65.7	79.5	82.1	78.0
東部デイサービスほほえみ	87.0	79.0	90.0	90.0
平均	77.5	81.2	84.8	86.0

※東部デイサービスほほえみは、2023 年度から定員変更（25 人→30 人）

※西部デイサービスほほえみは、2025 年度から定員変更予定（25 人→30 人）

短期集中型通所サービス（ぽじていぶ）稼働率（％）

サービス区分（※）	2022 年度	2023 年度	2024 年度 (見込)	2025 年度 計画
高年者ぽじていぶ	39.3	56.3	75.0	75.0
中央ぽじていぶ	62.4	71.9	85.0	85.0
南部ぽじていぶ	67.1	84.9	82.5	82.5
西部ぽじていぶ	79.3	84.4	70.0	70.0
東部ぽじていぶ	49.2	58.7	60.0	60.0
平均	59.4	71.2	74.5	74.5

※一体的な事業として、「デイサービスほほえみ」のサービス区分に含める。

（3）利用計画に対する取組み

時代の変化や、利用者・家族の多様な要望に応えるため、「これからのデイサービスに求められるもの」をしっかりと捉え、より豊かな暮らしを実現する重要な役割を果たしていくことで、満足度向上につなげる。

更に、LINEを活用し、介護者・家族との迅速な情報の共有を図る。また、タイムリーな情報発信をすることで、介護支援専門員との連携を深め、新規契約につなげる。

(4) 重点取組事項

ア. 安定した収益確保の検討

安定した収益を確保するため、提供時間及び定員数の適正化を図り、新規契約につなげる。また、自立支援を軸としたプログラムの提供により、特徴のある施設づくりを行い、利用者満足度及び稼働率向上につなげる。

項目	計画
提供時間の延長及び定員変更に向けた検討（経営会議・施設長会議・管理者会議において）	月 1 回以上
【新規】加算プロジェクトによる検討・検証（入浴加算Ⅱ）	月 1 回以上
多世代交流（保育園・放課後等デイサービス）	高年者：年 4 回以上
地域の方との体験活動	中央：年 2 回以上
中庭を活用した多世代交流	北部：年 2 回
地域に出向いた多世代交流	南部：年 6 回以上
多世代交流での居場所づくり（地域福祉センター・矢作中学校）	西部：年 4 回以上
地域との交流（保育園・学校）	東部：年 4 回

イ. 人材育成体制の構築

2024 年度から推進している未経験の有資格者及び無資格者の採用により、福祉人材の確保へとつなげ、生活相談員を中心に作成した「育成シート」の実践・検証を行い、新人職員及び指導者の育成を図る。また、職員交換研修を実施することで、人材育成だけでなく職場環境の改善にもつなげる。

項目	計画
【新規】育成シートの実践・検証	月 1 回以上
介護技術の見直し・検討・習得（介護技術者が各館を巡回）	各館：年 4 回以上
運用マニュアルの改訂	3 月までに
職員交換研修の実施（3 日間）	年 2 回以上

ウ. 介護者支援サービスの新設

要介護者とその家族が安心して住み慣れた場所での生活が続けられるよう、介護負担の軽減や介護力のサポートとして、今後、若い世代の介護による離職をなくすためにも、新たな介護者支援サービスを実施するための検討を行う。実施可能なものから随時開始することで、利用者満足度の向上と新規契約につなげる。

項目	計画
介護者支援サービス導入の検討 (管理者会議・生活相談員会議において)	年4回以上
新たな介護支援サービスの実施	随時

エ. ICTの活用

業務効率化を図るために導入した介護業務支援ソフトの未使用機能など、更なる効率化につながる機能を抽出、試行し、ペーパーレス化に向けた検討を進める。

また、VR（仮想現実）やAR（拡張現実）などの技術を取り入れた新しい体験プログラム導入を検討し、多様な楽しみを提供することで、デイサービスの魅力を高めていく。

項目	計画
システム活用検討会の開催 (管理者会議・生活相談員会議・看護師会議において)	年4回以上
新たな機能の活用	各館：随時
【新規】VRやARなどの技術を取り入れた新しい体験プログラム導入の検討	年4回以上
【新規】ペーパーレス化の検討	月：1回以上

4. デイサービスほのぼの（認知症対応型通所介護）

（1）事業の概要

認知症のある方を対象として、日常生活を営む上で支障となる状態を改善するために日帰りで入浴・排せつ・食事などの介助や機能訓練などの支援を行い、認知症になっても住み慣れた環境で、より安定した生活を継続できるようにサポートする。

（2）利用計画

稼働率（％）

サービス区分	2022 年度	2023 年度	2024 年度 (見込)	2025 年度 計画
高年者デイサービスほのぼの	23.9	67.1	60.0	65.0
中央デイサービスほのぼの	23.1	44.7	60.0	70.0
北部デイサービスほのぼの	70.4	68.0	60.0	65.0
平均	39.1	59.9	60.0	66.7

（3）利用計画に対する取組み

利用者が心穏やかに過ごし、かつ適度な運動により A D L（日常生活動作）を維持できるよう専門性の高い支援を提供する。利用者と家族の双方が安心と喜びがある安定した精神状態を維持することで、可能な限り在宅介護が継続できるようサポートし、稼働率の維持・向上につなげる。

また、サービスの個別化に取り組むことで、利用者・介護者・家族の満足度を向上させる。

更に、L I N E を活用し、介護者・家族との迅速な情報の共有を図る。タイムリーな情報発信をすることで介護支援専門員との連携を深め、新規契約につなげる。

（4）重点取組事項

ア．安定した事業運営の検討

安定した収益の確保が可能な部署については、新規契約者の増加につなげるため、事業間の連携の強化を進める。一方、必要な収益の確保が困難な部署については、その在り方を検討する。

項目	計画
提供時間の延長及び稼働日変更に向けた検討（経営会議・施設長会議・管理者会議において）	月 1 回以上

イ．認知症の理解を目的とした地域連携の強化

認知症の方が地域社会において尊厳を保持しつつ、他の人と共生ができるよう、本人や家族が主体的に地域とかかわっていただけるための環境づくりとして、認知症の理解を目的とした、やさしい地域づくりに向けた地域連携の強化を行う。

また、認知症介護実践者研修及び認知症介護実践リーダー研修の履修を推進し、専門性の高い職員の育成を図り、介護者同士の情報や意見交換、心情の共有を目的とした場所を提供する。

項目	計画
地域交流の実施（老人福祉センター、地域包括支援センターとともに認知症カフェなどを開催）	年１回以上
認知症サポーター養成講座の開催	各館：年１回以上 ３事業共催：１回以上
キャラバン・メイトの育成	各館：１人
家族懇談会（意見交換会）の開催	各館：年１回以上
認知症介護実践者研修及び認知症介護実践リーダー研修の履修率向上	各館：１人

＊キャラバン・メイトとは、「認知症サポーター養成講座」を企画・開催し、講師を務めることができる者のことをいう。

ウ．ＩＣＴの活用

業務効率化を図るため導入した介護業務支援ソフトの未使用機能など、更なる効率化につながる機能を抽出、試行し、ペーパーレス化に向けた検討を進めていく。

項目	計画
システム活用検討会の開催 （管理者会議・生活相談員会議・看護師会議において）	年４回以上
新たな機能の活用	各館：随時
【新】ペーパーレス化の検討	月：１回以上

5. ヘルパーステーション岡福

(訪問介護（高齢者）、居宅介護・重度訪問介護（障がい児・者）、産前産後ホームヘルプサービス）

(1) 事業の概要

(訪問介護（高齢者）、居宅介護・重度訪問介護（障がい児・者）)

介護を必要としている方の自宅を訪問し、入浴、排泄、食事などの介護や、調理、洗濯、掃除などの家事、生活に関する相談や助言などの支援を行う。

(産前産後ホームヘルプサービス)

出産前や出産後間もない時期に、体調がすぐれず援助を必要としながらも、日中家族からの支援が受けられない方の自宅を訪問し、家事や育児、相談や助言などの支援を行う。

(2) 利用計画

延べ訪問時間数（時間）

サービス種別	2022 年度	2023 年度	2024 年度 (見込)	2025 年度 計画
訪問介護（高齢者）	7,677	8,718	8,941	9,446
居宅介護・重度訪問介護（障がい児・者）	2,233	2,235	1,717	1,920
産前産後ホームヘルプサービス	382	349	79	84
計	10,292	11,259	10,737	11,450

(3) 利用計画に対する取組み

ヘルパーの雇用人数は増えているものの、一人一人の就業時間は減少しており、現在のサービス提供を維持することが第一の目標である。引き続き職員雇用を進め、登録ヘルパーの増員を行い、効率的に配置する。障がい児・者に対応できる職員が減少し、サービス展開に苦慮すること多いため、サービス種別を問わず支援ができる人材を育成し、より専門性を高め各サービス提供を柔軟に対応できるように努める。

また、業務の効率化を図るため I C T 化を進める。

(4) 重点取組事項

ア. 情報提供の強化

現在のサービス提供の維持や新たなサービス提供の受入れ、きめ細やかな介護支援を行うため、登録ヘルパーの雇用を確保する。地域への職員募集・利用者募集の情報提供を行うなど、職員雇用の強化を図る。

項目	計画
職員採用へ特化したホームページの充実	3 月までに
採用に向けての情報発信	年 4 回以上
【新規】利用者増加に向けての情報発信	年 4 回以上

イ．人材育成の強化

サービス種類に限られることなく対応ができる職員を増やし、より専門的知識や技術を向上できるように職場内研修を強化する。他部署や専門職の協力、研修用コンテンツなどにより、障がい福祉事業や産前産後サービスの対応についての具体的、専門的な研修の機会を設ける。

項目	計画
サービス種別に則した登録ヘルパー研修（介護技術向上）の開催	年12回以上
専門的知識向上にむけて、有資格者や映像コンテンツを使用した勉強会の開催	年2回以上
勤続年数に合わせた研修計画を立て、個々に合った研修の受講	年1回以上

ウ．ICTの活用

業務効率化、職員間のより詳細な利用者情報の共有、正確な事務連絡を図るため、ケアパレット（訪問記録システム）の新たなツールを使用し、効率向上につながる機能を抽出し試行する。

また、検討会を開催し、効果のある機能を検証し、事業全体で活用する。更に、個々の職員間に差が出ないよう、業務遂行能力の均一化・平準化を図るため、日頃から職員同士の技術交流に努める。

項目	計画
【新規】ケアパレット機能の活用・検討	年2回以上

6. 養護老人ホーム

(1) 事業の概要

65 歳以上で環境上の理由及び経済的な理由により、自宅での生活が困難と判断された方について、岡崎市が措置により入所を決定する。入所された方の自立及び社会復帰を目指し、個々の事情に寄り添いながら生活の援助を行う。

(2) 利用計画

入所者数各月計（人）

サービス区分	2022 年度	2023 年度	2024 年度 (見込)	2025 年度 計画
措置入所	510	553	527	552

延べ利用日数（日）

サービス区分	2022 年度	2023 年度	2024 年度 (見込)	2025 年度 計画
短期保護	888	972	842	1,095

(3) 利用計画に対する取組み

措置施設という性質上、入所者数を増やすための積極的な営業活動を行うことは困難であるが、家庭や住居などの環境上及び経済的な理由などにより、在宅で生活が困難な高齢者のみならず、制度の狭間で行き場のない高齢者を保護するなど、セーフティネットとしての機能を果たせるよう努めていく。

(4) 重点取組事項

ア. B C P の取組み

B C P についての研修・訓練を実施しているが、「策定して終わり」ではなく、継続的に改善、運用していかなければならない。制度に沿った対応はもちろんであるが、B C P への取組みを効果的にするためには、関係者が自主的に考えて取り組むことが重要であるため、入所者や職員が積極的に参加できるような仕組みづくりを行う。

項目	計画
現行 B C P の見直し、改定	年 2 回以上
訓練及び研修の活動計画の実施	12 月までに
【新規】入所者や職員が参加する「防災会議」の開催	年 2 回

イ. 医療連携体制の充実に向けた取組み

国や県が進める地域医療の機能分化・連携や新興感染症対策に伴い、高齢者施設においても、医療連携体制の充実が求められている。養護老人ホームでも基準改正により、感染症を含む医療体制の確保や入退院支援の方法などについて定められた。施設に必要な医療連携体制について検

討した上で、制度に沿った対応が行えるように進める。

項目	計画
【新規】施設に必要な医療連携体制の検討	年2回以上

ウ．社会復帰に向けた支援の実施

本人の意向に沿って地域移行を果たした場合でも、移行後の人間関係の構築が難しく孤立しがちである。退所後の生活が安定するように、地域包括支援センターなどの地域資源と連携を図りながら、退所支援を行う。また、地域生活が困難な入所者に対しては、施設内において伴走型支援を行うとともに、地域活動への参加を通じて、社会生活上の自立促進を目指した支援を行う。

項目	計画
カンファレンスの開催	年1回以上
地域活動への参加	年3回10人以上

エ．施設の在り方の検討

地域共生社会の実現を目指した介護・福祉制度の改正が進められ、ケアマネジメントに関する検討や地域医療連携の推進、介護施設の個室の一般化など、施設に求められる支援方法（ソフト面）や設備環境（ハード面）も変化してきている。開設から35年を迎えた当施設では、設備や環境調整の難しさもあり、今後の課題となっている。

そのようななかで、医療連携体制、特定施設（外部サービス利用型）の今後や個室化も含め、これからの養護老人ホームの在り方や果たすべき役割、機能について検討を続けていく。

項目	計画
【新規】外部サービス利用型特定施設の今後も含めた介護提供体制についての検討	年1回以上
個室化も含めた新たな課題と支援方法の検討	年3回以上

<公益事業>

7. 居宅介護支援事業所

(1) 事業の概要

介護を必要とされる方が、自宅で必要なサービスを適切に利用できるよう、本人の心身の状態や生活環境、本人や家族のニーズに基づきケアプランを作成する。主治医やサービス提供事業所、その他関係機関がスムーズに協働できるよう、連絡・調整を行う。

(2) 利用計画

ケアプラン作成件数（件）

サービス区分	2022 年度	2023 年度	2024 年度 (見込)	2025 年度 計画
高年者居宅介護支援事業所	2,139	2,140	2,215	2,160
中央居宅介護支援事業所	1,676	1,628	1,680	1,728
北部居宅介護支援事業所	1,671	1,626	1,615	1,728
南部居宅介護支援事業所	1,525	1,582	1,710	1,728
西部居宅介護支援事業所	1,594	1,619	1,635	1,728
東部居宅介護支援事業所	1,896	1,964	2,190	2,160
計	10,501	10,559	11,045	11,232

予防ケアプラン受託件数（件）

サービス区分	2022 年度	2023 年度	2024 年度 (見込)	2025 年度 計画
高年者居宅介護支援事業所	222	203	210	120
中央居宅介護支援事業所	155	169	195	96
北部居宅介護支援事業所	131	118	100	96
南部居宅介護支援事業所	156	193	185	96
西部居宅介護支援事業所	172	151	100	96
東部居宅介護支援事業所	209	296	305	120
計	1,045	1,130	1,095	624

※予防ケアプランは、地域包括支援センターが主に作成し、居宅介護支援事業所では、地域包括支援センターで担当できない要介護者のケアプラン作成を主に担当している。

(3) 利用計画に対する取組み

質の高いケアマネジメントを実施できる体制を整え、客観的な指標である特定事業所加算の算定要件を満たすことで事業所としての信頼を得る。ケアプランの作成件数は、需要と介護保険制度で示される担当件数とのバランスを見ながら、担当者間や事業所間での偏りがないよう連携し、適正かつ経常収支の黒字拡大につながる件数管理を行う。

(4) 重点取組事項

ア. 自立支援に資する質の高いケアマネジメントの実現

自立支援・重度化防止の推進の観点から、利用者の尊厳の保持や自立支援に資する質の高いケアマネジメントを実施するため、地域包括ケアシステムにおける多職種による自立支援を目的としたコミュニティーケア会議に参加する。

項目	計画
コミュニティーケア会議などへの参加	各館：年2回以上

イ. 複合化・複雑化する支援ニーズに対応する支援力の強化

複合化・複雑化する支援ニーズに対し、質の高い支援を行うため、他機関との協力・連携を行うことで、地域にある社会資源を把握するとともに、より多くの事例を共有することにより支援を強化する。

項目	計画
事例検討会などの開催	全体：年1回以上 各館：(他事業所向け、 自事業所向け) 各年1回 以上

ウ. ICTの活用

パソコンの持出しについて、リスク対策や活用の仕方などを情報共有するため、検討会を開催する。更に、個々の職員間に差がでないよう、業務遂行能力の均一化・標準化を図るため、日頃から職員同士の技術交流に努める。

項目	計画
モバイル端末利用の対策・活用の検討会議	全体：年4回以上

エ. 利用者、家族などへの情報発信

顧客満足度調査により、様々な意見を考察し、介護保険外のサービスも含め、ケアマネジャーの持っている情報を提供できるように、発信に向けて会議を開催する。

【新規】調査の内容や結果を受けて考察や発信などについての検討会議	全体：年5回
【新規】利用者・家族に向けての情報発信	年1回

オ. 部署内連携の強化

各居宅介護支援事業所内で定期的に行っている会議のなかで、困難事例や、利用者の多様なニーズに答えるための情報を法人内で情報共有することで、専門性の高いケアマネジメントを実施できるように会議を開催する。

【新規】支援困難事例や、サービス提供時の留意事項などの会議	全体：年6回
-------------------------------	--------

8. 地域包括支援センター

(1) 事業の概要

地域住民の保健・医療の向上と福祉の増進を包括的に支援するために、介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務を一体的に実施する。

(2) 利用計画

相談件数（件）

サービス区分	2022 年度	2023 年度	2024 年度 (見込)	2025 年度 計画
高年者地域包括支援センター	15,317	17,207	16,100	15,500
ふじ地域包括支援センター	10,677	18,202	17,850	16,500
中央地域包括支援センター	11,372	13,186	13,500	13,000
北部地域包括支援センター	12,334	16,158	15,000	15,000
南部地域包括支援センター	14,276	14,977	15,800	15,000
西部地域包括支援センター	16,976	20,376	18,000	17,000
東部地域包括支援センター	15,873	22,245	20,760	19,200
計	96,825	122,351	117,010	111,200

(3) 利用計画に対する取組み

地域包括支援センターに求められている「地域の特性を生かした地域包括支援ネットワークの構築」を進めるため、目標を具体化して、計画的に実行する。個々の職員が自身のキャリアに合わせた役割を担い、計画に対する実施の過程を可視化しながら実行することにより、地域の自立と地域の諸問題の解決を支援する。

(4) 重点取組事項

ア. 地域包括ケアシステムの現実に向けた取組みの推進

団塊の世代が75歳以上になる2025年を目途に、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自分らしい生活を続けることができるよう自立した生活の実現に向けた支援、重度化防止及び医療との連携を図るとともに、認知症高齢者を支える地域づくりなど、地域包括ケアシステムの実現に向けた取組みを推進する。

項目	計画
【新規】健康づくりや若い世代へ認知症予防などの企画を開催	高年者：年3回以上
【新規】介護予防・重度化防止の意識向上のための教室や交流会の開催	ふじ：年3回以上
【新規】地域にある店舗などを拠点としたサロンや出張相談の開催	中央：年4回以上

【新規】幅広い世代に向けた防災・減災についてのイベントなどを開催	北部：年４回以上
六ツ美オレンジプロジェクトを通じた認知症に理解のある地域づくり	南部：９月まで
【新規】専門職と異業種及び地域住民も交えた地域づくりに向けた話し合い	南部：年６回
【新規】地域の課題に合わせた会議や企画・イベントの開催	西部：年６回以上
【新規】認知症当事者や家族を含めた住民の集いを開催	東部：年１０回

イ．世代や属性を超えた相談体制の強化

8050 問題やダブルケア、生活困窮、ひきこもり、ヤングケアラーなど、世帯単位で複合化・複雑化した課題が増加する傾向にある。世代や属性を超えた方の包括的な相談を受ける「まちサポ」の周知を進め、既存の縦割り支援では補いきれない課題を多機関で連携できるよう、より多くの事例に接することにより、支援力を強化する。

項目	計画
困難事例・多職種連携の検討会の開催	全館：７回以上 各館：３回以上
【新規】ケアマネジャーなど複合的支援を要するケースの検討会を開催	高年者：年２回以上
地域住民などと課題解決に向けたケース検討会議	ふじ：年６回 中央：年５回
地域住民、関係機関と多重層的課題のあるケース検討会、交流会の取組みの展開	北部：年２回以上
【新規】グリーフケア（遺族ケア）マルシェ開催に向けた話し合い	南部：年２回
多職種と課題解決に向けたケース検討会議	西部：年２回
【新規】地域住民と多職種専門職による交流会及び勉強会の開催	東部：年１回以上

ウ．居場所や交流の場所づくりの構築

少子高齢社会のなかで、次世代の担い手の育成も課題になっている。世代や属性を超えて地域住民が交流できる場や機会を生み出すため、仕組みづくりやイベントを開催するなど、多世代交流を行う。

項目	計画
学校や地域住民と防災訓練などを通じて多世代交流を開催	高年者：年2回以上
【新規】多世代交流できそうな居場所の社会資源の調査	ふじ：2か所
地域の方と地域福祉センター共催のイベントの企画、開催	中央：年5回
【新規】地域福祉センターと地域を拠点とした三世代交流ができるイベントの開催と居場所づくりの検討	北部：年2回以上
【新規】多世代交流ができる健康測定会イベントの企画、開催	南部：12月までに
学校や地域住民と多世代交流の企画、開催	西部：年2回
地域福祉センターと連携し、多世代交流できる催しの企画、開催	東部：年2回以上

エ．人材育成の強化・生産性の向上

様々な専門職や異なる経験年数の職員全員が、一つのチームとしてそれぞれの役割を果たし、機能できるよう、実践的な知識と経験を身に付ける。また、想像力や発想力を高めるため、法人内の地域包括支援センターでの活動を共有する機会を作る。

項目	計画
【新規】法人内の地域包括支援センター間の交流研修	各館：1月までに
課題目標を明らかにしたOJT（現任訓練）の実施	各館：11月までに

オ．業務マニュアル作成の取組み

新人職員や、経験の浅い職員に対して、多岐にわたる業務を一とおり経験ができるように、年間の業務スケジュールを参考に勉強会を行う。また、業務マニュアルの作成と同時に指導担当者が、取組みの際に押さえるべきポイントも学べるように体制を構築する。

項目	計画・・・【新規】年間業務スケジュールに沿った勉強会やマニュアル作成会議の開催 画
【新規】年間業務スケジュールに沿った勉強会やマニュアル作成会議の開催	全体：6回以上
【新規】管理者、指導担当者に向けた勉強	全体：9月まで

会の開催	
------	--

9. 要介護認定調査事業

(1) 事業の概要

保険者（市町村）から委託を受けて、本人や家族から心身の状態の聞き取りを行い、「どの程度の介護を受けているか」、「どのくらいの介護が必要か」について調査する。

(2) 利用計画

調査件数（件）

サービス区分	2022 年度	2023 年度	2024 年度 (見込)	2025 年度 計画
要介護認定調査事業	476	735	730	785

(3) 利用計画に対する取組み

収入を維持するため、岡崎市からの委託内容に沿い、市内の依頼を全て受託する。また、他市町村からの委託については、業務を調整の上、最大限の件数を受託する。事業の在り方について岡崎市と協議する。

(4) 重点取組事項

ア. 業務効率化の検討

最大限に受託ができるよう業務を効率的に行い、受託可能な件数を、定期的に報告し事業の安定を図る。

また、事務作業を職員間で効率よく行える体制を構築する。

項目	計画
【新規】事務作業の効率化のための会議を開催	年：4回以上

10. 年金者住宅ゆとりの里（住宅型有料老人ホーム）

（１）事業の概要

60 歳以上の方を入居対象とし、食事の提供や 24 時間体制の安否確認のほか、必要に応じた生活援助や緊急時の対応、季節ごとの行事やレクリエーションを提供する。また、介護が必要になった場合は、ケアマネジャーにつなぎ、訪問介護や通所介護などの外部サービスを利用し、入居生活を安心して継続できるように支援する。

（２）利用計画

入居室数各月計（室）※全月満室=420

入居区分	2022 年度	2023 年度	2024 年度 (見込)	2025 年度 計画
入居金償却方式（旧契約）	214	160	152	84
家賃方式（新契約）	204	239	241	332
合計	418	399	393	416

（３）利用計画に対する取組み

今後の在り方の検討を進め、ゆとりの里の経営方針、受入れ態勢を整えて計画的な運営を行う。
また、入居者の健康維持や生きがいのために、体操や多世代交流、地域交流を進める。

（４）重点取組事項

ア．施設の在り方の検討

バランスがとれた施設運営を今後も維持するために、運営に関する料金形態の見直しや、施設の存続可能性について、在り方検討会を開催する。事業を運営する上での課題や解決策をさぐり、入居者が感じる問題点や不安要素にできる限り対応する。

項目	計画
在り方検討会の開催	年 2 回以上

イ．健康維持と生きがいの強化

定期体操は、岡崎ごまんぞく体操の要素を取り入れ、理学療法士による評価や指導のもと、週 1 回を継続する。また、高年者センター岡崎や地域包括支援センターで行われるイベントや教室へ積極的に参加をし、多世代交流、地域交流への協力を行う。

項目	計画
岡崎ごまんぞく体操の実施	週 1 回
多世代交流、地域交流への積極的な参加	年 4 回以上
【新規】意見箱を活用した健康相談	月 1 回

【3】障がいサポート課

1. 障がいサポート課総務班

(1) 事業の概要

課内の庶務的な事務を行うとともに、各事業を統括する。

(2) 重点取組事項

ア. 新規開設施設の準備

2024年12月に東大友町地内の新規施設開設用地の売買契約を取り交わした。建築について、業者を選定し、開設時期に応じて計画的に準備を進める。

また、既存施設との棲分けなど課全体の方針をまとめ、より効果的・効率的な施設運営ができるように取り組む。

項目	計画
【新規】建築業者の選定	12月までに
【新規】建築着工	3月までに

イ. 一部成人施設での給食提供方法の決定

希望の家、のぞみの家、そだちの家、みのりの家の給食について、現契約が2026年3月31日をもって終了する。各施設と協働し、2026年度以降の給食提供方法を検討し、準備する。

項目	計画
各施設と協議（給食検討委員会）	月1回以上
2026年度の給食提供方法の決定	9月までに

ウ. 事務効率化の推進

課内の事務効率化を推進する。

項目	計画
各施設の要望調査	年4回以上
事務効率化の具体策実施（課としての提案含む。）	年4つ以上

<社会福祉事業>

2. 希望の家（就労移行支援、就労定着支援、就労継続支援B型）

（1）事業の概要

（就労移行支援）

就労を希望する 18 歳以上の障がいのある方に、生産活動や職場体験などの機会を提供して、必要な知識の習得や能力向上のための訓練、就労に関する相談や支援、就労後の職場定着のためのサポートなどを行う。

（就労定着支援）

就労移行支援などを利用して通常の事業所に雇用された方の就労の継続を図るため、企業や障がい福祉サービス事業所、医療機関などと連携を取り、雇用により生じる問題に関する相談、指導及び助言を行う。

（就労継続支援B型）

一般就労が難しい 18 歳以上の障がいのある方に、生産活動などの機会の提供、必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。

（2）利用計画

稼働率（%）

サービス区分	2022 年度	2023 年度	2024 年度 (見込)	2025 年度 計画
就労移行支援	110.3	151.6	105.0	100.0
就労継続支援B型	101.1	110.1	95.0	100.0

※就労移行支援：2023 年度に定員変更（6 人→10 人）、2023 年度は、計画に合わせ、実績を変更前の定員で算出

※就労継続支援B型：2023 年度に定員変更（24 人→30 人）、2023 年度は、計画に合わせ、実績を変更前の定員で算出

就労定着支援件数（件）

サービス区分	2022 年度	2023 年度	2024 年度 (見込)	2025 年度 計画
就労定着支援	25	9	3	12

※主たる事業に付随する事業として就労移行支援のサービス区分に含める。

（3）利用計画に対する取組み

（就労移行支援）

2023 年 4 月に定員を増員し、精神障がいの方の利用が増えている。就職先も幅広く考えられるようになっている。他事業所との差別化、特に高水準の工賃、就労支援プログラムをアピールして新規利用者の契約につなげる。また、就職後の職場定着支援を確実にいき継続できるように努める。

(定着支援)

主に希望の家から就職した対象者に行う。利用者本人、就職先、利用者の家族の必要に応じてきめ細やかな支援を行い、自分自身で問題解決できる力を養う。

(就労継続支援B型)

2023年5月に定員を増員し、順調に契約者を増やすことができている。新設した多目的トイレやシャワー室、防音室も効果的に使用することができている。請負業者の生産量の変更があり、工賃が下がっているが、新規開拓やのぞみの家と協力をして利用者に必要な工賃を還元できるように努める。

(4) 重点取組事項

ア. 就職者の職場定着支援及び新規就職先の開拓（就労移行支援）

2024年度就職者全員の就労継続を支援し、2026年度の基本単位に反映できるようにする。

また、精神障がいの方の利用も増えていることから、個々に対応する就職プログラム及び就職先を新規開拓する。

項目	計画
就職者の定着支援	4人
【新規】就職先の開拓	2件以上

イ. 請負業者など新規開拓及び活動の充実（就労継続支援B型）

請負業者などの新規開拓を行い、利用者に安定した工賃が還元できるようにする。

また、利用者が地域のなかで、自分らしく楽しみを持って生活できるよう活動の充実を図る。

項目	計画
請負作業など新規開拓	年2か所以上
選択制の外出行事の実施	年4回以上

ウ. 地域や対象者への施設の紹介・周知

地域の方や施設利用対象者の方でも、障がい福祉サービスを知らない方が多いため、社会福祉事業として多くの方に内容を周知することを目的に、施設に来館してもらう取組みを実施する。

わかりやすく、施設の特徴を盛り込んだチラシを作成し福祉関係だけでなく、一般の方が利用する場所にも設置・配布をする。また、多くの方に見学をしてもらい事業内容に興味を持ってもらう。

項目	計画
【新規】チラシの作成・配布	年間3,000枚を配布
施設見学者の受入れ	年間15回以上

3. のぞみの家（就労継続支援B型、生活介護）

（1）事業の概要

（就労継続支援B型）

一般就労が難しい 18 歳以上の主に知的障がいのある方に、生産活動などの機会の提供、必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。

（生活介護）

18 歳以上の主に知的障がいのある方に、日常生活の支援や創作的活動・生産活動などの機会の提供、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行う。

（2）利用計画

稼働率（％）

サービス区分	2022 年度	2023 年度	2024 年度 (見込)	2025 年度 計画
就労継続支援B型	123.1	123.4	120.0	100.0
生活介護	88.9	100.9	100.0	100.0

（3）利用計画に対する取組み

市内でも多くの利用者が通所する施設である。就労系と生活介護の多機能型施設として、幅広く利用者を受け入れることができる。選択できる作業内容や利用者が決めることができる利用時間を尊重して、利用しやすい施設として他事業所ではマッチングが難しい方の受入れも行う。

（4）重点取組事項

ア．請負業者など新規開拓及び活動の充実（就労継続支援B型）

請負作業などの新規開拓を行い、利用者がいろんな作業を経験し、自身の強みを理解できるようにする。

また、利用者が自身の収入を考え、楽しみな余暇活動ができるよう支援する。

項目	計画
請負作業など新規開拓	年間 2 か所以上
地域での外出行事への参加	年間 4 回以上

イ．健康の増進と外出の機会の充実（生活介護）

毎日の歩行（散歩）に加えて、運動支援プログラムを強化する。運動器具を使用することで利用者也楽しみに記録を測定する。

また、季節の自然を感じられるような外出行事を行うとともに、社会にでることで利用者の社会性を養う。

項目	計画
【新規】BMI（体重と身長から算出する 体格指数）の改善	年間3人以上
外出行事	毎月1回以上

ウ．地域や対象者へ施設の紹介・見学

地域の方や施設利用対象者の方でも、障がい福祉サービスを知らない方が多いため、社会福祉事業として多くの方に内容を周知することを目的に、施設に来館してもらう取組みを実施する。

わかりやすく、施設の特徴を盛り込んだチラシを作成し福祉関係だけでなく、一般の方が利用する場所にも設置・配布をする。また、多くの方に見学をしてもらい事業内容に興味を持ってもらう。

項目	計画
【新規】チラシの作成・配布	年間3,000枚を配布
施設見学者の受入れ	年間15回以上

4. そだちの家（生活介護）

（1）事業の概要

18 歳以上の主に知的障がいのある方に、日常生活の支援、創作活動、生産活動、身体機能の向上などを通して、日常生活を充実するためのサービスを提供する。

（2）利用計画

稼働率（％）

サービス区分	2022 年度	2023 年度	2024 年度 （見込）	2025 年度 計画
生活介護	81.9	83.7	90.0	90.2

（3）利用計画に対する取組み

1 人以上の新規利用者と契約をする。特別支援学校の実習生の受入れを前向きに行うとともに、学校との連携を強化し、将来的な利用につなげる。また、各相談支援事業所との連携も合わせて行い、年度途中であっても利用の希望がある方に対して積極的な受入れを行う。

欠席が続く利用者には訪問や電話相談を行い、休みが長期化しないように対応する。

（4）重点取組事項

ア．強度行動障がい者への支援強化

強度行動障害者養成研修を修了した職員を配置し、強度行動障がいの利用者へ専門性の高い適切な支援を実施し、日常生活の安定を図る。

項目	計画
支援手順書の見直し	9 月までに
支援手順書の追加工成	9 月までに 5 人

イ．適切な利用者支援及び加算収入増加のための研修参加

利用者に強度行動障がい者が多く、今後も増加することが予想される。強度行動障害支援者養成研修（基礎及び実践）を受講し、生活支援員の支援スキルの向上と加算収入の増加を目指す。

項目	計画
強度行動障害支援者養成研修（基礎）受講	6 月までに 1 人
強度行動障害支援者養成研修（実践）受講	9 月までに 1 人

ウ．実習生受入れの強化

特別支援学校の高等部を中心に実習を受け入れる。また、中等部の学生も見学を含め積極的に受入れを行い、将来的な利用につながるよう働きかける。

項目	計画
実習生の受入れ	年 10 回以上

エ．放課後等デイサービス利用者の体験受入れの強化

法人内の放課後等デイサービスを利用されている学生を対象に、夏季・冬季の長期休み期間を利用して、施設体験の受入れを実施する。体験を行うことで放課後等デイサービスとの連携、情報共有を図り、今後施設利用対象となりそうな学生を早めに把握し、卒業後の利用につなげる。

項目	計画
【新規】施設体験の受入れ	年5回以上

オ．トイレ（東側）の大規模改修

建物東側の男女トイレが老朽化により、破損や汚れが目立つ。利用者や来客も使用する場所であり、気持ちよく使用していただくため、便器、床、個室などの大規模改修を行う。

項目	計画
【新規】東側男女トイレの改修	12月までに

カ．タブレットの導入

支援や活動の充実を図るため、映像を取り入れた活動やコミュニケーションツールとして活用する。また、近年外国籍の保護者も増えていることから、アプリを用い、面談や聞取り、説明時に翻訳機として活用する。

項目	計画
【新規】タブレットの導入	7月までに

キ．LINE導入による利用者・保護者への連絡の強化

LINEを導入し、連絡体制を強化するとともに職員の負担軽減に努める。

項目	計画
【新規】保護者による友だち登録	契約者のうち70%以上
【新規】情報発信	月2回以上

5. にじの家（生活介護、日中一時支援）

（１）事業の概要

（生活介護）

18歳以上の主に身体と知的に障がいのある方に、入浴・排せつ・食事などの介護、日常生活の支援、創作的活動・生産活動などの機会の提供、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行う。

（日中一時支援）

小学生以上の主に身体障がいのある方に、日中における活動の場を確保し、家族の就労支援及び介護者の一時的な休息を図る。

（２）利用計画

稼働率（％）

サービス区分	2022 年度	2023 年度	2024 年度 (見込)	2025 年度 計画
生活介護	91.6	93.6	90.5	100.0
日中一時支援	48.9	49.9	40.2	49.6

（３）利用計画に対する取組み

在宅で過ごす重度重複障がい者の受入れ施設として、相談支援事業所や関係機関と連携を図り利用者ニーズに合わせた支援を行う。また、医療的ケアを必要とする障がい児者が安心して利用できる施設としての機能を果たすために必要な医療機器などの設備を整える。

（４）重点取組事項

ア．他事業所・医療機関との連携

利用者の高齢化により体調不良などで休まれる方が増えている。福祉の村内で行う定期検診や内科検診を看護師と各施設の衛生委員が協力して行う。また、施設入所されている利用者などの健康状態を把握するため、定期的に他事業所の看護師、サービス管理責任者と連携を図る。

項目	計画
医療機関、グループホーム、家庭などとの連携	月１回以上
障がいサポート課看護師会議の実施	年６回以上

イ．新規利用者契約に向けた体制づくり

岡崎特別支援学校進路担当の方と情報共有を行い、生徒の利用体験を実施することでスムーズに受入れができるように体制を整える。また、日中一時支援で定期的な利用を勧める。

項目	計画
岡崎特別支援学校との情報共有	月１回以上
施設体験受入れ	年３人以上

ウ．機器更新に向けた取組み

ボイラー機器や入浴設備（浴槽、電動ストレッチャーなど）が老朽化により、故障や部品交換などが目立ってきた。利用者が安全に入浴できるように更新に向けた準備を行う。

項目	計画
【新規】ボイラー更新に向けた日程調整	3月までに
【新規】部品交換及び更新一覧表の作成	3月までに

エ．重度心身障がい者の支援向上

重度心身障がい者の支援向上のためみのりの家からの職員研修を受入れ、にじの家の利用者の支援内容を共有しサービスの質の向上を図る。

項目	計画
【新規】みのりの家の職員研修の受入れ	年4回以上
【新規】にじの家の利用者の情報共有	月1回以上

6. 友愛の家（地域活動支援センター）

（1）事業の概要

障がいのある方を対象に、教養や健康の維持向上のための各種講座、創作的活動や生産活動の機会、地域交流の場を提供する。

（2）利用計画

延べ利用者数（人）

利用者区分	2022 年度	2023 年度	2024 年度 （見込）	2025 年度 計画
来館者	69,618	76,013	72,084	75,700
講座利用者	10,091	10,742	10,286	10,800

（3）利用計画に対する取組み

顧客満足度調査や講座企画運営会議などで要望を把握し、利用者が求めている魅力ある講座を企画する。また、季節ごとの行事や各障がい者団体と連携したイベントを企画・開催することで利用者増につなげる。

（4）重点取組事項

ア．新規講座の開催

利用者のニーズや時流を踏まえ、新規講座やイベントを企画、開催する。

項目	計画
新規講座、イベントなどの開催	年 15 種類以上

イ．キャッシュレス決済の利用促進

LINEなどで情報を発信し、利用者の利便性の向上を図る。

項目	計画
【新規】キャッシュレス決済の利用率向上	全支払い数の 30%以上

ウ．LINEの活用の強化

LINEで講座の空き状況やイベントの情報を発信し、利用を促進する。

項目	計画
LINEを活用した広報活動	年 50 回以上

エ．出前講座の開催

ボッチャ、フライングディスクなどの講座を出前開催することで障がい者スポーツの普及と地域交流を図る。

項目	計画
出前講座の開催	年 3 回以上

7. 福祉の村相談支援事業所

(1) 事業の概要

障がいのある方や家族・関係者からの地域での生活・福祉に関する相談を行う。また、障がい福祉サービスや児童発達支援の通所サービス利用のための情報提供や利用計画の作成、サービス支給決定後の継続支援・連絡調整などを行う。

(2) 利用計画

計画書作成件数（件）

サービス区分	2022 年度	2023 年度	2024 年度 (見込)	2025 年度 計画
相談支援	3,948	3,874	3,990	4,500

(3) 利用計画に対する取組み

障害児・者の自立した生活を支えるためにサービス提供事業者と総合的な方針を立て、利用計画（計画相談支援・障がい児相談支援）の作成を行う。また、利用計画の評価、見直しのために継続支援を行う。

作成件数は1か月当たり、障がい者 160 件（サービス等利用計画・継続支援）、障がい児 225 件（児童支援利用計画・継続支援）を目標とし、切れ目のない相談支援体制の強化を図る。

(4) 重点取組事項

ア. 関係機関との連携強化

本人を中心に、保育・教育・サービス提供事業者及び行政機関とネットワークを構築し、同じ方向性・統一性を持って円滑な支援ができるようにする。また、障がいのある方のニーズを把握するため、当事者団体（保護者）と意見交換を積極的に行う。

項目	計画
こども発達センターと地域の保育・教育機関のネットワーク構築を目的とした打合せ及び会議への参加	月 1 回以上
保護者向け勉強会・事業所見学会開催に向けた検討・実施計画の作成	10 月までに
保護者向け勉強会・事業所見学会の開催	年 1 回以上

イ. 南部・西部地域の支援体制の強化

2024 年度に開設した「こども発達支援センターむつみ」内の分室に南部・西部地域のケース移管を行い、地域性を活かした支援体制を構築する。

項目	計画
【新規】 こども発達支援センターむつみ内 分室にケース移管	年 20 件以上
福祉の村相談支援事業所と分室で合同の 事例検討会の実施	月 1 回以上

ウ. 「岡崎市計画相談支援事業」との連携強化

2025 年度から実施される岡崎市計画相談支援事業について新規の支援計画作成の依頼を積極的に受けていく。

項目	計画
【新規】 新規の支援計画作成依頼の受託	月 15 件以上

8. こども発達支援センター（児童発達支援センター、岡崎市療育的支援、日中一時支援、保育所等訪問支援）

（１）事業の概要

（児童発達支援センター）

未就学の心身の発達に心配のある子又は障がいのある児童に、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与及び集団生活への適応のための訓練を行う。

（岡崎市療育的支援事業）

就園前で発達に心配のある実施年度における満3歳になる子（2歳児）と保護者などに対し、小集団において発達の遅れや発達の特性への気づきや理解を支援し、迅速に適切な支援機関に結びつける。

（日中一時支援）

単独通所を利用している児童の保護者のうち、両親ともに平日常勤で勤務している方が仕事と療育利用の両立をしやすくするために、療育開始前後の時間帯に児童の預かり、見守りを行う。

（保育所等訪問）

保育所や幼稚園などに在籍している障がいのある児童が、集団生活のなかで安心して過ごせるように、保護者や訪問先の担当職員に専門的な助言や支援を行う。

（２）利用計画

児童発達支援センター稼働率（％）

サービス区分	2022 年度	2023 年度	2024 年度 (見込)	2025 年度 計画
児童発達支援	平日 100.0	平日 107.0	平日 91.7	全体 96.3
	土曜 39.0	土曜 51.0	土曜 49.9	
	全体 91.0	全体 98.5	全体 84.49	

岡崎市療育的支援事業（人）

サービス区分	2022 年度	2023 年度	2024 年度 (見込)	2025 年度 計画
児童発達支援	544	600	705	650

日中一時支援稼働率（％）

サービス区分	2022 年度	2023 年度	2024 年度 (見込)	2025 年度 計画
児童発達支援(※)	32.9	53.5	70.5	65.0

※主たる事業に付随する事業として児童発達支援センターのサービス区分に含める。

保育所等訪問件数（件）

サービス区分	2022 年度	2023 年度	2024 年度 (見込)	2025 年度 計画
保育所等訪問	197	192	337	450

(3) 利用計画に対する取組み

(児童発達センター)

利用するお子さんが、安心して利用できるように職員間の情報共有や連携を図る。また、こども発達支援センターむつみと連携を取りながら、退所者などの情報を共有し、空き状況を作らないようにしていく。合わせて年度途中からの受入れについても積極的に対応する。親子通所の保護者に対して、療育の必要性、利用することのメリットを契約時に伝え、利用の促進を図る。また、親子通所の児童は低年齢のため、環境の変化や季節の変わり目で体調を崩しやすく、当日の利用キャンセルも多い。キャンセルを見込んだ利用予定を立て、稼働率の向上を目指す。また、土曜日も計画的に利用の促進を図る。

(岡崎市療育的支援)

2024 年度からこども発達センター体育館棟とこども発達支援センターむつみで事業を開始した。児童と保護者の関わりが増える遊びを取り入れながら、保護者が相談しやすい環境づくりに努め、課題の共有や解決に向けて専門的な視点から助言を行う。また、事業運営に当たり、こども発達相談センターなど関係機関との連携を強化する。

(日中一時支援)

就労支援の充実を図るため、サービス提供時間の拡大を図るとともに児童及び保護者が安心して利用できる環境を整える。

(保育所等訪問)

センターから地域の園への移行又は支援級などに入学した児童の移行児訪問を早期に実施し、必要な児童については保育所等訪問支援の利用を促す。

(4) 重点取組事項

ア. 支援の質・業務水準統一のための合同会議の実施 (児童発達支援)

こども発達支援センター・単独通所（こども発達支援センターむつみ）・並行通園（すだち・つむぎ）など法人内児童発達支援の質や業務水準の統一を図り、どの事業所においても信頼され安心して利用していただけるサービスを目指す。

項目	計画
児童発達支援事業所間での合同会議	2 か月に 1 回以上

イ. こども発達支援センターむつみとの連携

こども発達支援センター単独通所（わかば）と単独通所（むつみ）において、療育・支援の方向性の統一や活動プログラム、行事の実施などサービスの質の統一を図り、安心して利用していただけるサービスの提供を目指す。

項目	計画
オンラインなどを活用した情報共有・会議	2 か月に 1 回以上

ウ．中核機能の強化

地域の障がい児支援の中核拠点としての役割を担い、こどもと家族や市内の児童発達支援事業に対する専門的・包括的な支援の提供に取り組み、中核機能を強化する。

項目	計画
【新規】事業所への訪問	9月までに
【新規】支援に関わる方への研修会の開催	年4回以上

エ．LINE導入による利用者・保護者への連絡の強化

既存のEメールからユーザーが多いLINEを導入し、連絡体制を強化する。保護者からの連絡も受信できるようにし、利便性の向上と職員の負担軽減に努める。

項目	計画
【新規】保護者による友だち登録	契約者のうち70%以上

オ．職員の資質向上のための取り組み

2026年度からの次期指定管理受託を見込み、職員の育成・資質の向上を目指し、法人内及び市内公立保育園その他市外施設への職員交換研修を実施する。また、看護師・作業療法士・言語聴覚士・心理職など専門職員による職員及び他児童発達支援事業職員向けの勉強会を実施する。

項目	計画
法人内児童発達支援事業所への職員交換研修の実施	年6回以上
市内公立保育園、市外施設への職員交換研修の実施	年10回以上
専門職員による勉強会の実施	年4回以上

9. こども支援センターすだち（児童発達支援、放課後等デイサービス）

（１）事業の概要

（児童発達支援）

未就学の心身の発達に心配のある子又は障がいのある児童に、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与及び集団生活への適応のための訓練を行う。

（放課後等デイサービス）

小学生から高校生までの障がいのある児童を対象に、放課後や夏休みなどの長期休暇中に、小集団活動、学習支援、作業活動、課外活動などを通じて生活能力向上のための訓練を行う。

（２）利用計画

稼働率（％）

サービス区分	2022 年度	2023 年度	2024 年度 (見込)	2025 年度 計画
児童発達支援	109.3	113.0	113.0	100.0
放課後等デイサービス	110.5	117.3	118.0	100.0

（３）利用計画に対する取組み

児童が安心して支援を受けられる環境を整え、年齢・能力に応じたサービス提供を行う。

（児童発達支援）

こども発達支援センターと密に連携を取りながら、退所者などの情報を共有し、空き状況をつくらないようにしていく。

（放課後等デイサービス）

利用者ニーズが増大しており、2024 年度に施設の増改築を実施し、2025 年 4 月から定員 10 人から 20 人に変更することで受入れの拡大を図る。それを踏まえ、法人内の放課後等デイサービス事業者間で、登録者数のバランスが保てるように連絡調整を行う。また、キャンセル数も見込んで登録人数を増やし、安定した稼働を目指す。

（４）重点取組事項

ア．保護者を対象とした職員による勉強会の実施（放課後等デイサービス）

法人内の機能訓練担当職員・看護師・管理栄養士などの専門職職員を講師として、保護者のニーズに合わせた勉強会を実施する。テーマに関してはアンケートを実施して選定する。また、グループワークやフリートークの時間などを設け、保護者同士の交流の機会とする。

項目	計画
【新規】保護者勉強会の実施	年 2 回以上

イ．多世代・地域交流の推進（放課後等デイサービス）

地域の関係機関と連絡・連携を図り、多世代・地域交流を意識した活動を行う。

項目	計画
多世代・地域交流の活動プログラムを実施	年3回以上

ウ．支援の質・業務水準統一のための合同会議の実施
(児童発達支援)

こども発達支援センター・単独通所（こども発達支援センターむつみ）・並行通園（すだち・つむぎ）など法人内児童発達支援の質や業務水準の統一を図り、どの事業所においても信頼され安心して利用していただけるサービスを目指す。

(放課後等デイサービス)

法人内の放課後等デイサービス事業所（すだち・あずき・みどり・ほたる・つむぎ・むつみ）間で定期的な会議を行い、各事業所での問題点や新しい取組みなどを共有することで、支援の質や業務水準の統一を図り、児童・保護者に満足していただける支援を目指す。また、事業所間での協力体制を築くことで職員の負担均衡を図る。

項目	計画
児童発達支援事業所間での合同会議	2か月に1回以上
放課後等デイサービス事業所間での合同会議	2か月に1回以上

エ．LINE導入による利用者・保護者への連絡の強化

既存のEメールからユーザーが多いLINEを導入し、連絡体制を強化する。保護者からの連絡も受信できるようにし、利便性の向上と職員の負担軽減に努める。

項目	計画
【新規】保護者による友だち登録	契約者のうち70%以上

オ．児童の移行支援の強化

法人内の連携を強化し、児童のライフステージに応じた切れ目のない支援をスムーズにすることを目的に、法人内のサービス提供事業所で体験利用を実施する。

項目	計画
生活介護・就労支援事業所の体験利用	年5回以上

カ．機能訓練担当職員（言語聴覚士、作業療法士、理学療法士など）の有効活用

機能訓練担当職員は1施設に1人程度配置のため、様々な職種が全施設をカバーできるように助言や情報共有するための応援の場を設けることで放課後等デイサービス部門全体の専門性を向上させる。また、保護者に周知することで安心してサービスを受けてもらうことにつなげる。

項目	計画
機能訓練担当職員の他施設応援	月2回程度

10. こども支援センターつむぎ（児童発達支援、放課後等デイサービス）

（１）事業の概要

（児童発達支援）

未就学の心身の発達に心配のある子又は障がいのある児童に、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与及び集団生活への適応のための訓練を行う。

（放課後等デイサービス）

小学生から高校生までの障がいのある児童を対象に、放課後や夏休みなどの長期休暇中に、小集団活動、学習支援、作業活動、課外活動などを通じて生活能力向上のための訓練を行う。

（２）利用計画

稼働率（％）

サービス区分	2022 年度	2023 年度	2024 年度 (見込)	2025 年度 計画
児童発達支援	—	111.3	113.0	100.0
放課後等デイサービス	—	111.8	113.0	100.0

（３）利用計画に対する取組み

児童が安心して支援を受けられる環境を整え、年齢・能力に応じたサービス提供を行う。

（児童発達支援）

こども発達支援センターと密に連携を取りながら、退所者などの情報を共有し、空き状況をつくらないようにしていく。

（放課後等デイサービス）

法人内の放課後等デイサービス事業所間で、登録者数のバランスが保てるように連絡調整を行う。また、キャンセル数も見込んで登録人数を増やし、安定した稼働を目指す。

（４）重点取組事項

ア．保護者を対象とした職員による勉強会の実施（放課後等デイサービス）

法人内の機能訓練担当職員・看護師・管理栄養士などの専門職職員を講師として、保護者のニーズに合わせた勉強会を実施する。テーマに関してはアンケートを実施して選定する。また、グループワークやフリートークの時間などを設け、保護者同士の交流の機会とする。

項目	計画
【新規】保護者勉強会の実施	年２回以上

イ．多世代・地域交流の推進（放課後等デイサービス）

地域の関係機関と連絡・連携を図り、多世代・地域交流を意識した活動を行う。

項目	計画
多世代・地域交流の活動プログラムを実施	年３回以上

ウ．支援の質・業務水準統一のための合同会議の実施

(児童発達支援)

こども発達支援センター・単独通所（こども発達支援センターむつみ）・並行通園（すだち・つむぎ）など法人内児童発達支援の質や業務水準の統一を図り、どの事業所においても信頼され安心して利用していただけるサービスを目指す。

(放課後等デイサービス)

法人内の放課後等デイサービス事業所（すだち・あずき・みどり・ほたる・つむぎ・むつみ）間で定期的な会議を行い、各事業所での問題点や新しい取組みなどを共有することで、支援の質や業務水準の統一を図り、児童・保護者に満足していただける支援を目指す。また、事業所間での協力体制を築くことで職員の負担均衡を図る。

項目	計画
児童発達支援事業所間での合同会議	2か月に1回以上
放課後等デイサービス事業所間での合同会議	2か月に1回以上

エ．LINE導入による利用者・保護者への連絡の強化

既存のEメールからユーザーが多いLINEを導入し、連絡体制を強化する。保護者からの連絡も受信できるようにし、利便性の向上と職員の負担軽減に努める。

項目	計画
【新規】保護者による友だち登録	契約者のうち70%以上

オ．児童の移行支援の強化

法人内の連携を強化し、児童のライフステージに応じた切れ目のない支援をスムーズにすることを目的に、法人内のサービス提供事業所で体験利用を実施する。

項目	計画
生活介護・就労支援事業所の体験利用	年3回以上

カ．機能訓練担当職員（言語聴覚士、作業療法士、理学療法士など）の有効活用

機能訓練担当職員は1施設に1人程度配置のため、様々な職種が全施設をカバーできるように助言や情報共有するための応援の場を設けることで放課後等デイサービス部門全体の専門性を向上させる。また、保護者に周知することで安心してサービスを受けてもらうことにつなげる。

項目	計画
機能訓練担当職員の他施設応援	月2回程度

11. こども発達支援センターむつみ（児童発達支援センター、日中一時支援、放課後等デイサービス）

（１）事業の概要

（児童発達支援センター）

未就学の心身の発達に心配のある子又は障がいのある児童に、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与及び集団生活への適応のための訓練を行う。

（日中一時支援）

単独通所を利用している児童の保護者のうち、両親ともに平日常勤で勤務している方が仕事と療育利用の両立をしやすくするために、療育開始前後の時間帯に児童の預かり、見守りを行う。

（放課後等デイサービス）

小学生から高校生までの障がいのある児童を対象に、放課後や夏休みなどの長期休暇中に、小集団活動、学習支援、作業活動、課外活動などを通じて生活能力向上のための訓練を行う。

（２）利用計画

児童発達支援センター稼働率（％）

サービス区分	2022 年度	2023 年度	2024 年度 （見込）	2025 年度 計画
児童発達支援	—	—	98.0	100.0

日中一時支援稼働率（％）

サービス区分	2022 年度	2023 年度	2024 年度 （見込）	2025 年度 計画
児童発達支援（※）	—	—	51.0	50.0

※主たる事業に付随する事業として児童発達支援センターのサービス区分に含める。

放課後等デイサービス稼働率（％）

サービス区分	2022 年度	2023 年度	2024 年度 （見込）	2025 年度 計画
放課後等デイサービス	—	—	110.0	100.0

（３）利用計画に対する取組み

（児童発達支援）

利用するお子さんが、安心して利用できるように職員間の情報共有や連携を図る。また、こども発達支援センターと密に連携を取りながら、退所者などの情報を共有し、空き状況をつくらないようしていく。

（日中一時支援）

児童及び保護者が安心して利用できる環境を整える。

（放課後等デイサービス）

法人内の放課後等デイサービス事業所間で、登録者数のバランスが保てるように連絡調整を行う。また、キャンセル数も見込んで登録人数を増やし、安定した稼働を目指す。

(4) 重点取組事項

ア. 支援の質・業務水準統一のための合同会議の実施

(児童発達支援)

こども発達支援センター・こども発達支援センターむつみ・並行通園（すだち・つむぎ）など法人内児童発達支援の質や業務水準の統一を図り、どの事業所においても信頼され安心して利用していただけるサービスを目指す。

(放課後等デイサービス)

法人内の放課後等デイサービス事業所（すだち・あずき・みどり・ほたる・つむぎ・むつみ）間で定期的な会議を行い、各事業所での問題点や新しい取組みなどを共有することで、支援の質や業務水準の統一を図り、児童・保護者に満足していただける支援を目指す。また、事業所間での協力体制を築くことで職員の負担均衡を図る。

項目	計画
児童発達支援事業所間での合同会議	2か月に1回以上
放課後等デイサービス事業所間での合同会議	2か月に1回以上

イ. こども発達支援センター（わかば）との連携（児童発達支援）

こども発達支援センター単独通所（わかば）と単独通所（むつみ）において、療育・支援の方向性の統一や活動プログラム、行事の実施などサービスの質の統一を図り、安心して利用していただけるサービスの提供を目指す。

項目	計画
オンラインなどを利用した情報提供・会議	2か月に1回以上

ウ. LINE導入による利用者・保護者への連絡の強化

既存のEメールからユーザーが多いLINEを導入し、連絡体制を強化する。保護者からの連絡も受信できるようにし、利便性の向上と職員の負担軽減に努める。

項目	計画
【新規】保護者による友だち登録	契約者のうち70%以上

エ. 児童の移行支援の強化（放課後等デイサービス）

法人内の連携を強化し、児童のライフステージに応じた切れ目のない支援をスムーズにすることを目的に、法人内のサービス提供事業所で体験利用を実施する。

項目	計画
生活介護・就労支援事業所の体験利用	年3回以上

オ. 職員の資質向上のための取組み

同敷地内に児童発達支援事業所と放課後等デイサービス事業所がある。職員の育成・資質の向上を目指し、職員交換研修を実施する。

項目	計画
【新規】敷地内事業所間での職員交換研修	年6回以上

カ．中核機能の強化

地域の障がい児支援の中核拠点としての役割を担い、こどもと家族や市内の児童発達支援事業に対する専門的・包括的な支援の提供に取り組み、中核機能を強化する。

項目	計画
【新規】事業所への訪問	9月までに
【新規】支援に関わる方への研修会の開催	年4回以上

キ．保護者を対象とした専門職員による勉強会の実施（放課後等デイサービス）

法人内の専門職員を講師として、保護者のニーズに合わせた勉強会を実施する。テーマに関してはアンケートを実施して選定する。また、グループワークやフリートークの時間などを設け、保護者同士の交流の機会とする。

項目	計画
【新規】保護者勉強会の実施	年2回以上

ク．多世代・地域交流の推進（放課後等デイサービス）

多世代・地域交流の機会を提供する活動内容を作成し実施する。地域の関係機関と連絡・連携を図りながら進める。

項目	計画
多世代・地域交流の活動プログラムを実施	年3回以上

ケ．機能訓練担当職員（言語聴覚士・作業療法士・理学療法士など）の有効活用

機能訓練担当職員は1施設に1人程度配置のため、様々な職種が全施設をカバーできるように助言や情報提供するための応援の場を設けることで放課後等デイサービス部門全体の専門性を向上させる。また、保護者に周知することで安心してサービスを受けてもらうことにつなげる。

項目	計画
機能訓練担当職員他施設応援	月2回程度

<公益事業>

12. みのかの家（短期入所・自立生活訓練、日中一時支援）

（１）事業の概要

（短期入所・自立生活訓練）

一時的に家族による世話が受けられない障がいのある方に、短期間の宿泊ができる場を提供し、入浴、排泄、食事などの援助をする。

（日中一時支援）

小学生以上の主に知的障がいのある方に、日中における活動の場を確保し、家族の就労支援及び介護者の一時的な休息を図る。

（２）利用計画

稼働率（％）

サービス区分	2022 年度	2023 年度	2024 年度 (見込)	2025 年度 計画
短期入所	95.5	99.4	101.1	100.0
日中一時支援	95.6	102.1	105.5	99.0

（３）利用計画に対する取組み

（短期入所・自立生活訓練）

計画段階では 100％の稼働率で利用予定表を作成する。急なキャンセルがあった場合は、当該利用希望日から外れた利用者に優先的に連絡し補充する。

（日中一時支援事業）

短期入所と日中一時支援の併用や利用希望時間の調整を図り稼働率の維持を図る。

（４）重点取組事項

ア．重度心身障がい者の支援向上

重度心身障がい者の支援向上のためにじの家で職員研修を実施し、支援の質の向上及び利用回数増を図る。

項目	計画
【新規】にじの家での職員研修の実施	年 4 回以上
【新規】にじの家利用者の新規利用の増加	年 20 回以上

イ．LINE の導入

LINE を活用して情報を発信する。利用申込みやキャンセル発生時の追加募集を行い、稼働率を維持する。

項目	計画
【新規】LINE 友だち登録	200 人以上
【新規】情報発信	月 2 回以上

13. 法人後見事業

(1) 事業の概要

事業団が成年後見人、保佐人又は補助人になり、親族などが個人で成年後見人などに就任した場合と同様に、判断能力が不十分な方の保護・支援を行う。本人に代わって預貯金の管理や、福祉サービスの利用に係る契約行為、不利益な契約をした際の取消しの手続きなど、権利保護の支援を行う。

(2) 利用計画

契約者数各月計（人）

サービス区分	2022 年度	2023 年度	2024 年度 (見込)	2025 年度 計画
法人後見	114	102	96	96

(3) 利用計画に対する取組み

社会福祉法人の地域貢献の一環と位置付け、裁判所や岡崎市成年後見センター、地域包括支援センター、相談支援事業所などの関係機関との連携を推進する。

(4) 重点取組事項

ア. 安定した支援体制の維持

職員間での情報共有を定期的に行い、支援の質を担保する体制を構築する。また、支援方針をチームで共有する体制を強化する。

項目	計画
法人内の関係職員とのミーティングの実施	月 1 回

14. こども発達センター等管理事業

(1) 事業の概要

こども発達センターの総合受付業務として、利用案内、センター全体の支援・調整・託児室の運営、有料施設（体育館棟）の運営管理などを行う。

(2) 利用計画

延べ利用者数（人）

サービス区分	2022 年度	2023 年度	2024 年度 (見込)	2025 年度 計画
託児室	1,688	2,236	1,327	1,780
有料施設	50,025	55,987	52,752	47,200

(3) 利用計画に対する取組み

託児室はこども発達支援センターと協力をし、利便性の向上を高める。有料施設はチラシを放課後等デイサービスなどにメール配信することで、より多くの利用につなげる。

(4) 重点取組事項

ア. 調理体験室の稼働率向上のためのチラシ作成と P R

具体的な活用方法などをまとめたチラシの見直しを行い、関係機関・施設・団体に提案する。また、提案内容をメール配信する。

項目	計画
調理体験室の年間稼働率を平均 10%以上	3 月末までに
調理体験室のチラシの見直し・作成	6 月末までに

イ. キャッシュレス決済の利用促進

2024 年度に導入したキャッシュレス決済の周知をし、利用者の利便性の向上を図る。

項目	計画
【新規】キャッシュレス決済利用件数を 1 か月平均 20 件以上	3 月末までに

ウ. 備品の計画的な更新のための備品状態の確認

9 年目を迎え、開設当所に購入した備品や設備の経年劣化が見られるようになってきており、残りの P F I 事業の期間で計画的な備品の更新ができるよう、定期的に備品や設備の状態を確認する。

項目	計画
【新規】備品や設備の状態の確認	毎月 1 回以上

15. 放課後等デイサービスあずき

(1) 事業の概要

小学生から高校生までの障がいのある児童を対象に、放課後や夏休みなどの長期休暇中に、小集団活動、学習支援、作業活動、課外活動などを通じて生活能力向上のための訓練を行う。

(2) 利用計画

稼働率 (%)

サービス区分	2022 年度	2023 年度	2024 年度 (見込)	2025 年度 計画
放課後等デイサービス	111.9	113.0	115.0	100.0

(3) 利用計画に対する取組み

法人内の放課後等デイサービス事業所間で、登録者数のバランスが保てるように連絡調整を行う。また、キャンセル数も見込んで登録人数を増やし、安定した稼働を目指す。

(4) 重点取組事項

ア. 保護者を対象とした職員による勉強会の実施

法人内の機能訓練担当職員・看護師・管理栄養士などの専門職職員を講師として、保護者のニーズに合わせた勉強会を実施する。テーマに関してはアンケートを実施して選定する。また、グループワークやフリートークの時間などを設け、保護者同士の交流の機会とする。

項目	計画
【新規】保護者勉強会の実施	年2回以上

イ. 多世代・地域交流の推進

地域の関係機関と連絡・連携を図り、多世代・地域交流を意識した活動を行う。

項目	計画
多世代・地域交流の活動プログラムを実施	年3回以上

ウ. 支援の質・業務水準統一のための合同会議の実施

法人内の放課後等デイサービス事業所（すだち・あずき・みどり・ほたる・つむぎ・むつみ）間で定期的な会議を行い、各事業所での問題点や新しい取組みなどを共有することで、支援の質や業務水準の統一を図り、児童・保護者に満足していただける支援を目指す。また、事業所間での協力体制を築くことで職員の負担均衡を図る。

項目	計画
放課後等デイサービス事業所間での合同会議	2か月に1回以上

エ．ＬＩＮＥ導入による利用者・保護者への連絡の強化

既存のＥメールからユーザーが多いＬＩＮＥを導入し、連絡体制を強化する。保護者からの連絡も受信できるようにし、利便性の向上と職員の負担軽減に努める。

項目	計画
【新規】保護者による友だち登録	契約者のうち 70%以上

オ．児童の移行支援の強化

法人内の連携を強化し、児童のライフステージに応じた切れ目のない支援をスムーズにすることを目的に、法人内のサービス提供事業所で体験利用を実施する。

項目	計画
生活介護・就労支援事業所の体験利用	年 3 回以上

カ．機能訓練担当職員（言語聴覚士、作業療法士、理学療法士など）の有効活用

機能訓練担当職員は 1 施設に 1 人程度配置のため、様々な職種が全施設をカバーできるように助言や情報共有するための応援の場を設けることで放課後等デイサービス部門全体の専門性を向上させる。また、保護者に周知することで安心してサービスを受けてもらうことにつなげる。

項目	計画
機能訓練担当職員の他施設応援	月 2 回程度

16. 放課後等デイサービスみどり

(1) 事業の概要

小学生から高校生までの障がいのある児童を対象に、放課後や夏休みなどの長期休暇中に、小集団活動、学習支援、作業活動、課外活動などを通じて生活能力向上のための訓練を行う。

(2) 利用計画

稼働率（％）

サービス区分	2022 年度	2023 年度	2024 年度 (見込)	2025 年度 計画
放課後等デイサービス	106.3	107.7	109.0	100.0

(3) 利用計画に対する取組み

法人内の放課後等デイサービス事業所間で、登録者数のバランスが保てるように連絡調整を行う。また、キャンセル数も見込んで登録人数を増やし、安定した稼働を目指す。

(4) 重点取組事項

ア. 保護者を対象とした職員による勉強会の実施

法人内の機能訓練担当職員・看護師・管理栄養士などの専門職職員を講師として、保護者のニーズに合わせた勉強会を実施する。テーマに関してはアンケートを実施して選定する。また、グループワークやフリートークの時間などを設け、保護者同士の交流の機会とする。

項目	計画
【新規】保護者勉強会の実施	年2回以上

イ. 多世代・地域交流の推進

地域の関係機関と連絡・連携を図り、多世代・地域交流を意識した活動を行う。

項目	計画
多世代・地域交流の活動プログラムを実施	年3回以上

ウ. 支援の質・業務水準統一のための合同会議の実施

法人内の放課後等デイサービス事業所（すだち・あずき・みどり・ほたる・つむぎ・むつみ）間で定期的な会議を行い、各事業所での問題点や新しい取組みなどを共有することで、支援の質や業務水準の統一を図り、児童・保護者に満足していただける支援を目指す。また、事業所間での協力体制を築くことで職員の負担均衡を図る。

項目	計画
放課後等デイサービス事業所間での合同会議	2か月に1回以上

エ．ＬＩＮＥ導入による利用者・保護者への連絡の強化

既存のＥメールからユーザーが多いＬＩＮＥを導入し、連絡体制を強化する。保護者からの連絡も受信できるようにし、利便性の向上と職員の負担軽減に努める。

項目	計画
【新規】保護者による友だち登録	契約者のうち70%以上

オ．児童の移行支援の強化

法人内の連携を強化し、児童のライフステージに応じた切れ目のない支援をスムーズにすることを目的に、法人内のサービス提供事業所で体験利用を実施する。

項目	計画
生活介護・就労支援事業所の体験利用	年3回以上

カ．機能訓練担当職員（言語聴覚士、作業療法士、理学療法士など）の有効活用

機能訓練担当職員は1施設に1人程度配置のため、様々な職種が全施設をカバーできるように助言や情報共有するための応援の場を設けることで放課後等デイサービス部門全体の専門性を向上させる。また、保護者に周知することで安心してサービスを受けてもらうことにつなげる。

項目	計画
機能訓練担当職員の他施設応援	月2回程度

17. 放課後等デイサービスほたる

(1) 事業の概要

小学生から高校生までの障がいのある児童を対象に、放課後や夏休みなどの長期休暇中に、小集団活動、学習支援、作業活動、課外活動などを通じて生活能力向上のための訓練を行う。

(2) 利用計画

稼働率（％）

サービス区分	2022 年度	2023 年度	2024 年度 (見込)	2025 年度 計画
放課後等デイサービス	118.8	122.7	127.0	100.0

(3) 利用計画に対する取組み

法人内の放課後等デイサービス事業所間で、登録者数のバランスが保てるように連絡調整を行う。また、キャンセル数も見込んで登録人数を増やし、安定した稼働を目指す。

(4) 重点取組事項

ア. 保護者を対象とした職員による勉強会の実施

法人内の機能訓練担当職員・看護師・管理栄養士などの専門職職員を講師として、保護者のニーズに合わせた勉強会を実施する。テーマに関してはアンケートを実施して選定する。また、グループワークやフリートークの時間などを設け、保護者同士の交流の機会とする。

項目	計画
【新規】保護者勉強会の実施	年2回以上

イ. 多世代・地域交流の推進

地域の関係機関と連絡・連携を図り、多世代・地域交流を意識した活動を行う。

項目	計画
多世代・地域交流の活動プログラムを実施	年3回以上

ウ. 支援の質・業務水準統一のための合同会議の実施

法人内の放課後等デイサービス事業所（すだち・あずき・みどり・ほたる・つむぎ・むつみ）間で定期的な会議を行い、各事業所での問題点や新しい取組みなどを共有することで、支援の質や業務水準の統一を図り、児童・保護者に満足していただける支援を目指す。また、事業所間での協力体制を築くことで職員の負担均衡を図る。

項目	計画
放課後等デイサービス事業所間での合同会議	2か月に1回以上

エ．ＬＩＮＥ導入による利用者・保護者への連絡の強化

既存のＥメールからユーザーが多いＬＩＮＥを導入し、連絡体制を強化する。保護者からの連絡も受信できるようにし、利便性の向上と職員の負担軽減に努める。

項目	計画
【新規】保護者による友だち登録	契約者のうち 70%以上

オ．児童の移行支援の強化

法人内の連携を強化し、児童のライフステージに応じた切れ目のない支援をスムーズにすることを目的に、法人内のサービス提供事業所で体験利用を実施する。

項目	計画
生活介護・就労支援事業所の体験利用	年 3 回以上

カ．機能訓練担当職員（言語聴覚士、作業療法士、理学療法士など）の有効活用

機能訓練担当職員は 1 施設に 1 人程度配置のため、様々な職種が全施設をカバーできるように助言や情報共有するための応援の場を設けることで放課後等デイサービス部門全体の専門性を向上させる。また、保護者に周知することで安心してサービスを受けてもらうことにつなげる。

項目	計画
機能訓練担当職員その他施設応援	月 2 回程度

